

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年5月15日
【計算期間】	第6期計算期間（自 平成20年2月15日 至 平成21年2月16日）
【ファンド名】	D I A M国内債券インデックスファンド<D C 年金>
【発行者名】	D I A Mアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長浜 力雄
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
【事務連絡者氏名】	大楽 信雄
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
【電話番号】	03-3287-3110
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

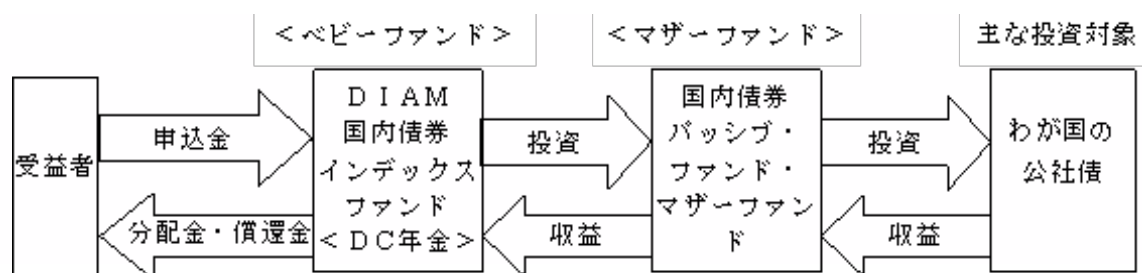
第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- 当ファンドは、NOMURA - B P I 総合 に連動する投資成果を目標として運用を行います。
NOMURA - B P I 総合
NOMURA - B P I 総合（NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合）は、野村證券株式会社金融経済研究所が公表する、国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスを基に算出されます。
（注）NOMURA - B P I 総合は、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
- 当ファンドは契約型の追加型株式投資信託に属します。
- 当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金の全部または一部をマザーファンド（「国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」）の受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。なお、当該マザーファンドは主に国内の公社債に投資を行います。
- 当ファンドの信託金の限度額は、1兆円とします。



ベビーファンドはマザーファンドのほか、公社債等に直接投資を行うこともあります。

マザーファンドの運用方針等は、『第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 2投資方針（参考）「国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンドの投資方針」』をご参照ください。

○ 商品分類表

単位型投信 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国 内	株 式	インデックス型
追加型投信	海 外	債 券	
	内 外	不動産投信	特 殊 型
		その他資産 ()	
		資産複合	

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

○ 商品分類定義

単位型投信・追加型投信

「追加型投信」とは一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

投資対象地域

「国内」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資対象資産

「債券」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

補足分類

「インデックス型」とは目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

○属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル () 日本	ファミリーファ ンド	日経225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	北米 欧州 アジア		T O P I X
不動産投信	日々	オセアニア 中南米		
その他資産 (投資信託証券(債 券))	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東) エマージング		その他 (NOMURA - B P I 総合)
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型			ファンド・オブ ・ファンズ	

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

○属性区分定義

投資対象資産

「その他資産（投資信託証券（債券））」とは目論見書または投資信託約款において、マザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、主として債券へ実質的に投資する旨の記載があるものをいいます。

(注) 商品分類表の投資対象資産は債券に分類され、属性区分表の投資対象資産はその他資産（投資信託証券（債券））に分類されます。

決算頻度

「年1回」とは目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

投資対象地域

「日本」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資形態

「ファミリーファンド」とは目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

対象インデックス

「その他」とは日経 2 2 5 または TOPIX にあてはまらない全てのものをいいます。

上記の分類は、社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。上記以外の商品分類および属性区分の定義については、以下の方法でご確認ください。

・投資信託協会への照会

ホームページ URL <http://www.toushin.or.jp/>

(2)【ファンドの仕組み】

- ファンドの関係法人は次の通りです。

委託会社：D I A Mアセットマネジメント株式会社

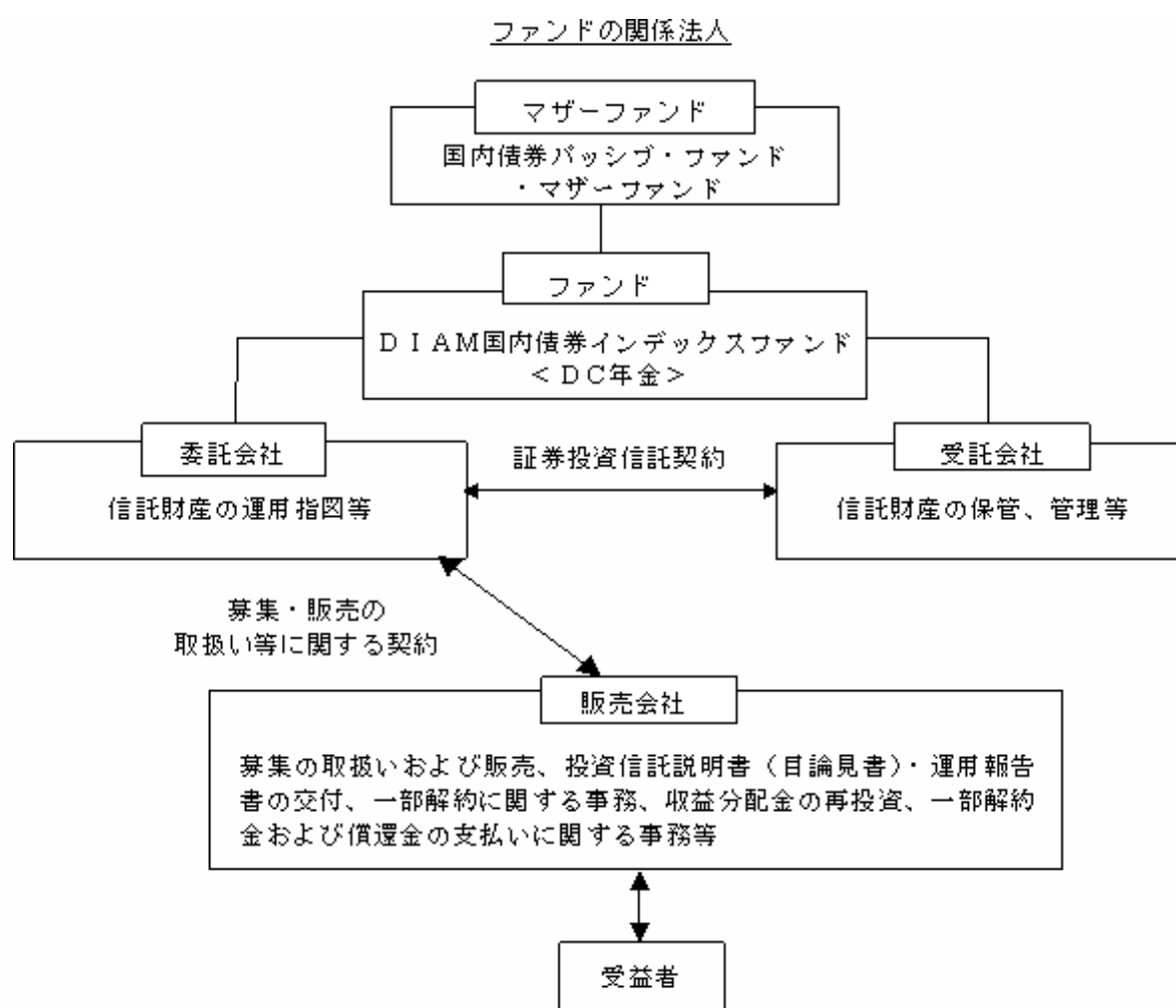
当ファンドの委託会社として信託財産の運用の指図、投資信託説明書（目論見書）・運用報告書の作成等を行います。

受託会社：みずほ信託銀行株式会社

当ファンドの信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部につき資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

販売会社

当ファンドの募集の取扱いおよび販売、投資信託説明書（目論見書）・運用報告書の交付、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、一部解約金および償還金の支払いに関する事務等を行います。



- ・「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドの設定時に証券投資信託契約を締結しております。当該契約の内容は、運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものであります。

- ・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資、一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

○委託会社の概況

資本金の額

20億円（平成21年3月31日現在）

委託会社の沿革

昭和60年7月1日	会社設立
平成10年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
平成10年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
平成11年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社及び日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
平成20年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「D I A Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更

大株主の状況

（平成21年3月31日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	50.0%
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	12,000株	50.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<基本方針>

当ファンドは、NOMURA - B P I 総合に連動する投資成果を目標として運用を行います。

<投資態度>

- ・主に国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド受益証券に投資を行い、NOMURA - B P I 総合に連動する投資成果をめざして運用を行います。
- ・公社債（債券先物取引等を含みます。）の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- ・公社債の実質組入比率の調整には、債券先物取引等を活用します。
- ・有価証券等の効率的な運用等のため、有価証券先物取引等を行うことがあります。

(2)【投資対象】

1. 投資の対象とする資産の種類（約款第15条）

この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいい、以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限り、）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

2. 有価証券の指図範囲（約款第16条第1項）

委託会社は、信託金を主としてD I A Mアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド（「以下「マザーファンド」といいます。」）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 国債証券
- 2) 地方債証券

- 3) 特別の法律により法人の発行する債券
- 4) 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- 5) 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 6) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 7) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 8) 特定目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 9) 転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。以下同じ。）の新株予約権に限り、）の行使、株主割当または社債権者割当により取得した株券
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 12) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 13) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 14) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 15) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、）
- 16) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 17) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、前記9)の証券または証書および11)の証券または証書のうち9)の性質を有するものを以下「株式」といい、1)から5)までの証券および11)ならびに13)の証券または証書のうち1)から5)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

3. 金融商品の指図範囲（約款第16条第2項）

委託会社は、信託金を、前記2.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

4. 金融商品の指図範囲（約款第16条第3項）

前記2.の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、前記3.の1)から4)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（参考）国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンドの投資方針

<基本方針>

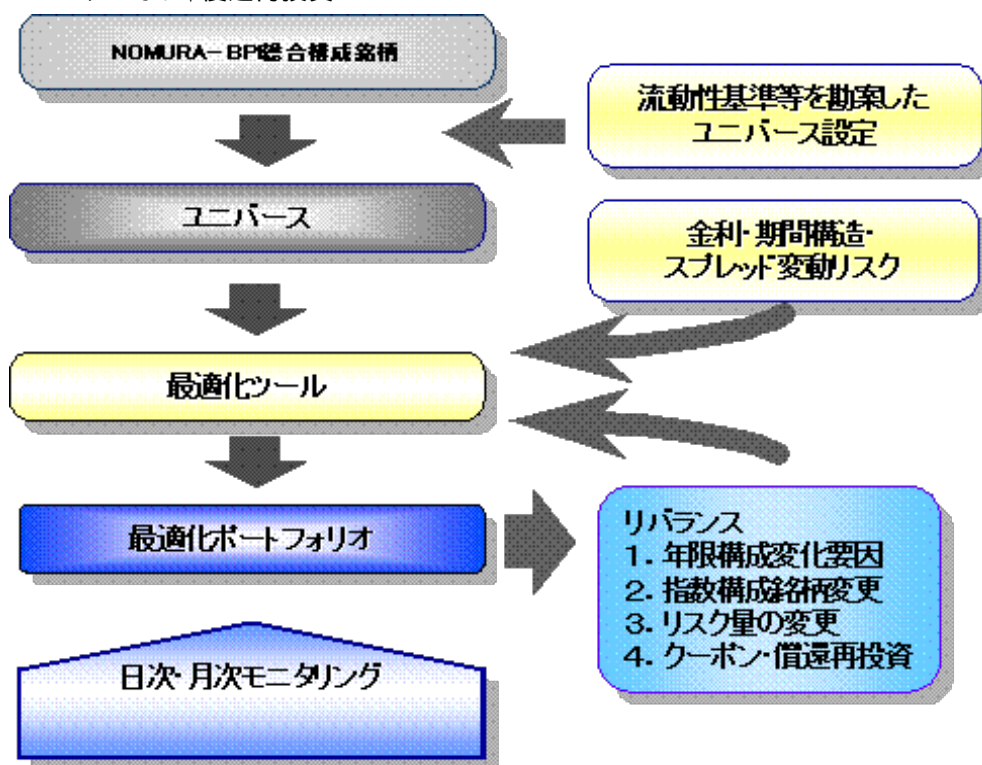
当ファンドは、NOMURA - B P I 総合に連動する投資成果を目標として運用を行います。

<主な投資対象>

わが国の公社債を主要投資対象とします。

<投資態度>

1. 主としてわが国の公社債に投資し、「NOMURA - B P I 総合」に連動する投資成果をめざして運用を行います。
2. 運用プロセス
 - 1) 流動性基準によるユニバース設定
NOMURA - B P I 総合構成銘柄のうち、流動性基準等を勘案して投資ユニバースを設定します。
 - 2) 最適化法によるポートフォリオの構築
債券種別・格付けから発生するベンチマーク乖離要因
金利の期間構造、スプレッドの期間構造から発生するベンチマーク乖離要因
が最小になると判断されるポートフォリオを構築します。
 - 3) リバランス
日次・月次レベルでリスク管理を行い、リバランスが必要とされる場合には速やかに実行します。
リバランス要因には以下のものがあります。
 - ・ 年限構成変化要因
 - ・ 指数構成銘柄変更
 - ・ リスク量の変更
 - ・ クーポン、償還再投資

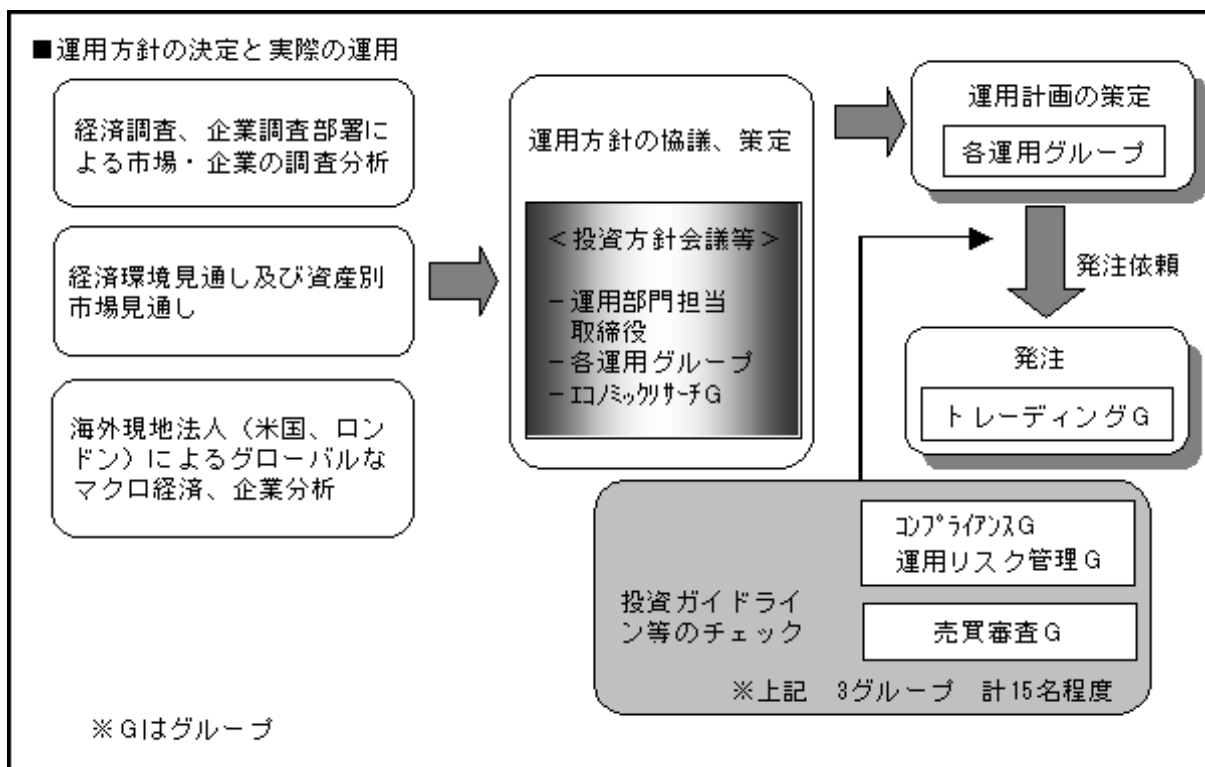
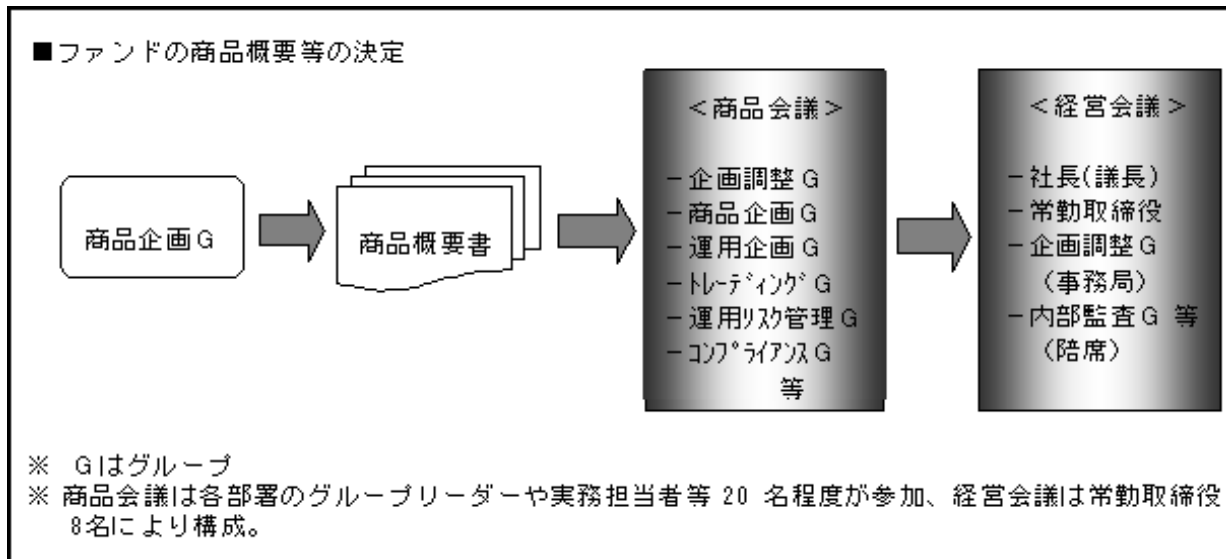


3. 公社債（債券先物取引等を含みます。）の組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
4. 公社債の組入比率の調整には、債券先物取引等を活用します。
5. 有価証券等の効率的な運用等のため、有価証券先物取引等を行うことがあります。

<主な投資制限>

- 1) 株式への投資は、転換社債の転換、新株予約権の行使および社債権者割当等により取得するものに限ります。
- 2) 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 3) 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 4) 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 5) 外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(3) 【運用体制】



<ファンドの商品概要等の決定>

運用目標、運用プロセス、投資対象などの商品内容は、商品企画グループが関連各部署と協議のうえ、「商品概要書」として策定し、企画調整グループが事務局となる「商品会議」にて協議・検討致します。「商品会議」で協議・修正等された商品内容は「経営会議」で経営陣による討議を経て最終決定致します。なお、「経営会議」は、社長が議長を務め、常勤取締役を構成メンバーとし、監査役が同席のうえ、開催される会議であり、取締役会が決定した会社の基本方針に基づき全般的業務執行方針・計画および重要な業務の実施について協議・決定するとともに経営上の重要事項を審議しています。

<運用方針の決定と実際の運用>

経済環境見通し、資産別市場見通し、基本投資方針およびファンドの運用方針は、運用部門担当取締役、各運用グループの運用担当者、エコノミックリサーチグループ等で構成される「投資方針会議」にて協議、策定致します。運用担当者は、「投資方針会議」において決定された運用方針をファンドの投資方針に照らし合わせて運用計画を策定します。なお、運用計画の策定は、運用担当者およびアナリスト等の調査活動等によって得られた情報も参考にされます。

個別の有価証券等の発注は、運用担当者の発注依頼に基づき、運用部門から独立したトレーディンググループでその大半が執行されます。

なお、ファンドの運用等ガイドラインチェックについては、コンプライアンスグループ、運用リスク管理グループにて行われ、有価証券の売買執行等については売買審査グループにてチェックが行われます。

前記体制は平成21年3月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（原則として2月14日、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子、配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わないことがあります。

3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

収益の分配方式

a. 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

1) 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の再投資

収益分配金は、原則として自動的に当ファンドの受益権に再投資される性格を有します。

委託会社は、受託会社から受けた収益分配金を原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、販売会社に交付します。販売会社は、累積投資約款にかかる契約に基づき、決算日において振替機関等（振替機関（株式会社証券保管振替機構）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含めます。）をいいます。以下同じ。）の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に対し、遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

1) 株式への実質投資割合（約款「運用の基本方針」（3）投資制限）

株式への投資は、転換社債の転換、新株予約権の行使および社債権者割当等により取得するものに限りません。

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

2) 外貨建資産への実質投資割合（約款「運用の基本方針」（3）投資制限）

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

3) 投資する株式等の範囲（約款第18条）

委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所等に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所等に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

4) 同一銘柄の株式、転換社債等への投資制限（約款第19条）

(a) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(b) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

5) 信用取引の指図範囲（約款第20条）

(a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) 前記(a)の信用取引の指図は、次の1.～5.に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の1.～5.に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券

2. 株式分割により取得する株券

3. 有償増資により取得する株券

4. 売り出しにより取得する株券

5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券

6) 先物取引等の運用指図・目的（約款第21条）

(a) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

(b) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(c) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

7) スワップ取引の運用指図・目的・範囲（約款第22条）

(a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

(b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

(d) 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザー

ファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

- (e) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等を基に算出した価額で評価するものとします。
 - (f) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 8) 金利先渡し取引および為替先渡し取引の運用指図・目的・範囲（約款第23条）
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行なうことの指図をすることができます。
 - (b) 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - (c) 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - (d) 委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 9) 有価証券の貸付けの指図および範囲（約款第24条）
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1)～2)の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
 - 1) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2) 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - (b) 前記(a)各号で定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - (c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入の指図を行うものとします。
- 10) 特別な場合の外貨建資産への投資制限（約款第26条）
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 11) 外貨為替予約の指図（約款第27条）
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
 - (b) 前記(a)の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドに信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
 - (c) 前記(b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- 12) 資金の借入れ（約款第34条）
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等

の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

（c）収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

（d）借入金の利息は信託財産中より支弁します。

13）同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律 第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

14）デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令 第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含む。）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

3【投資リスク】

(1)基準価額の主な変動要因

○金利リスク

当ファンドの実質的な主要投資対象である公社債は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、反対に金利が下落した場合には価格は上昇します。したがって、金利が上昇した場合、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

○信用リスク

一般に公社債や短期金融商品等の発行者にデフォルト(債務不履行)が生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、当ファンドの組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

(2)その他の留意点

○当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等があった場合、資金変動等が起こり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

○当ファンドはマザーファンドへの投資を通じてNOMURA - BPI総合に連動する投資成果をめざして運用を行います。当該インデックス構成全銘柄を組入れない場合があること、資金流入から組入公社債の売買執行までのタイミングにずれが生じること、売買時のコストや信託報酬等の費用を負担すること等により、基準価額と当該インデックスが乖離する場合があります。

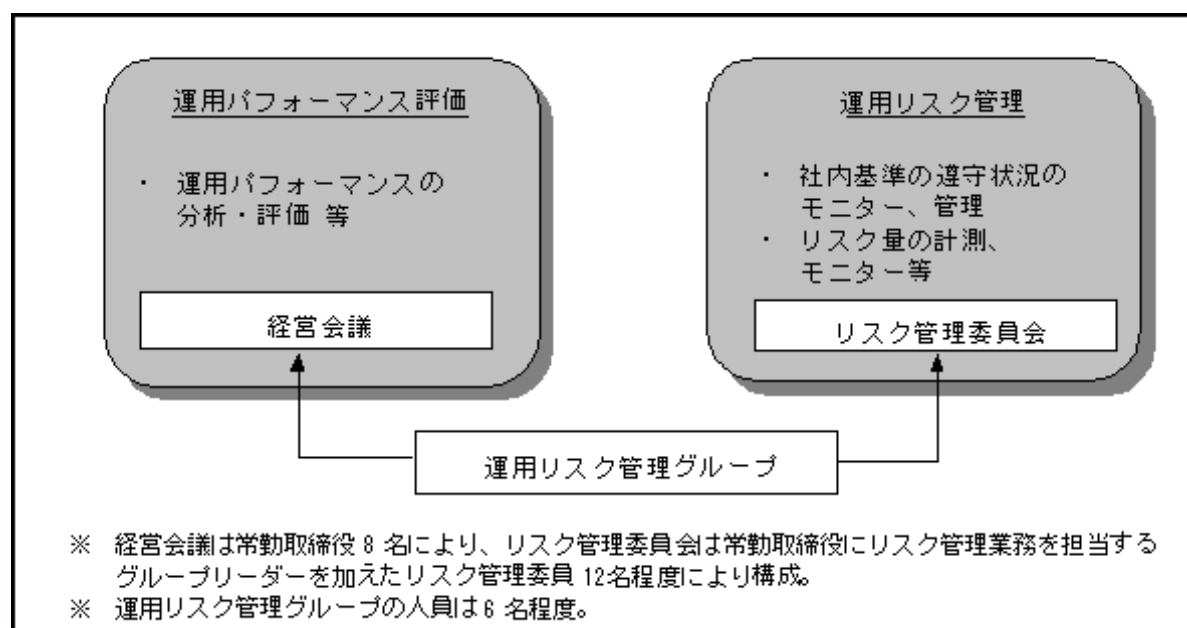
○当ファンドの収益分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により、分配を行わないことがあります。

○資金動向、市場動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。

○委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付または解約の受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付または解約の受付を取り消すことができるものとします。

- 当ファンドは受益権口数が10億口を下回った場合、対象インデックスが改廃された場合、受益者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情があるときは、当初定められていた信託期間の途中で信託を終了（繰上償還）する場合があります。
- 注意事項
 - イ．当ファンドは、実質的に公社債など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって元本が保証されているものではありません。
 - ロ．証券投資信託は、預金・金融債・保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
 - ハ．証券投資信託は金融機関の預金・金融債あるいは保険契約における保険金額と異なり、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
 - ニ．証券投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があります、これによる損失は購入者が負担することとなります。

< 運用評価・運用リスク管理体制 >



運用パフォーマンス評価は、運用部門から独立した運用リスク管理グループが月次で対象ファンドについて分析を行い、結果を「経営会議」に報告します。また、「経営会議」において運用パフォーマンス評価方法の協議も行い、適宜見直しを行います。

運用リスク管理は、運用リスク管理グループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行います。また運用リスク管理の結果については月次でリスク管理委員会に報告致します。

上記体制は平成21年3月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

時期	項目	費用		
毎日	信託報酬	総額	信託財産の純資産総額に対して 年率0.2625%（税抜0.25%）	
		配分	委託会社	年率0.1155%（税抜0.11%）
			販売会社	年率0.1155%（税抜0.11%）
			受託会社	年率0.0315%（税抜0.03%）

信託報酬の総額は、毎年8月14日（休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。また、信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中より支弁します。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

(4) 【その他の手数料等】

イ. 信託財産留保額

ありません。

ロ. その他の費用

当ファンドから支払われる費用には以下のものがあります。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息ならびに借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日計算し、毎年8月14日（休業日の場合は翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき当該監査に要する費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。

有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

マザーファンドで負担する有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引にかかる手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用は、間接的に当ファンドで負担することになります。

税法が改正された場合等には、上記内容が変更になることがあります。

上記の「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

(5) 【課税上の取扱い】

確定拠出年金の加入者におかれましては、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

なお、前記以外の場合の課税の取扱いは下記の通りです。

○ 法人の受益者に対する課税

平成23年12月31日までの間は、収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記7%の税率は平成24年1月1日からは、15%（所得税15%）となる予定です。

税法および確定拠出年金法が改正された場合等には、前記内容が変更になることがあります。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

< 個別元本について >

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（お申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金に特別分配金が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、次の< 収益分配金の課税について >を参照。）

< 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に特別分配金が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等には、前記内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成21年3月25日現在

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	5,780,912,288	100.01
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		742,714	0.01
合 計（純資産総額）		5,780,169,574	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）マザーファンドの投資状況

国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

平成21年3月25日現在

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	186,820,981,700	75.73
地方債証券	日本	15,632,230,306	6.34
特殊債券	日本	25,121,791,166	10.18
社債券	日本	19,290,161,660	7.82
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		186,435,708	0.08
合 計（純資産総額）		246,678,729,124	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

平成21年3月25日現在

順位	銘柄名	国名	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率（%）
					単価（円）	金額（円）	単価（円）	金額（円）	
1	国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	5,371,097,546	10,750.21	5,774,042,517	10,763.00	5,780,912,288	100.01

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（注2）簿価単価及び評価単価は1万口当たりの基準価額です。

（注3）投資有価証券は1銘柄のみです。

種類別業種別投資比率

平成21年3月25日現在

種類	投資比率（%）
親投資信託受益証券	100.01
合計	100.01

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）マザーファンドの投資資産

国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

平成21年3月25日現在

順位	銘柄名	種類	国名	株数又は 券面総額	帳簿価額		評価額		利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)			
1	5 2 回 利付 国庫債券（5 年）	国債 証券	日本	5,300,000,000	100.76	5,340,015,000	100.73	5,338,584,000	0.80	2010/12/20	2.16
2	5 7 回 利付 国庫債券（5 年）	国債 証券	日本	5,000,000,000	102.20	5,110,150,000	102.16	5,107,950,000	1.40	2011/6/20	2.07
3	2 9 6 回 利 付国庫債券 （10年）	国債 証券	日本	4,500,000,000	102.01	4,590,360,000	102.08	4,593,375,000	1.50	2018/9/20	1.86
4	4 9 回 利付 国庫債券（5 年）	国債 証券	日本	4,500,000,000	100.34	4,515,210,000	100.37	4,516,515,000	0.60	2010/9/20	1.83
5	2 9 7 回 利 付国庫債券 （10年）	国債 証券	日本	4,300,000,000	101.07	4,346,106,000	101.08	4,346,483,000	1.40	2018/12/20	1.76
6	2 9 3 回 利 付国庫債券 （10年）	国債 証券	日本	4,000,000,000	105.06	4,202,312,000	105.03	4,201,040,000	1.80	2018/6/20	1.70
7	6 0 回 利付 国庫債券（5 年）	国債 証券	日本	4,100,000,000	101.84	4,175,607,000	101.81	4,174,292,000	1.20	2011/9/20	1.69
8	4 7 回 利付 国庫債券（5 年）	国債 証券	日本	4,000,000,000	100.19	4,007,680,000	100.21	4,008,520,000	0.50	2010/6/20	1.62
9	5 4 回 利付 国庫債券（5 年）	国債 証券	日本	3,900,000,000	101.41	3,955,068,000	101.38	3,953,781,000	1.10	2011/3/20	1.60
10	6 4 回 利付 国庫債券（5 年）	国債 証券	日本	3,800,000,000	103.07	3,916,803,000	103.03	3,914,988,000	1.50	2012/6/20	1.59
11	6 1 回 利付 国庫債券（5 年）	国債 証券	日本	3,800,000,000	101.97	3,874,846,000	101.94	3,873,606,000	1.20	2011/12/20	1.57
12	6 6 回 利付 国庫債券（5 年）	国債 証券	日本	3,800,000,000	101.77	3,867,298,000	101.77	3,867,336,000	1.10	2012/9/20	1.57
13	7 2 回 利付 国庫債券（5 年）	国債 証券	日本	3,700,000,000	103.47	3,828,427,000	103.43	3,826,947,000	1.50	2013/6/20	1.55
14	2 8 6 回 利 付国庫債券 （10年）	国債 証券	日本	3,500,000,000	105.62	3,696,840,000	105.84	3,704,330,000	1.80	2017/6/20	1.50
15	2 5 4 回 利 付国庫債券 （10年）	国債 証券	日本	3,300,000,000	103.13	3,403,323,000	103.06	3,400,980,000	1.40	2013/9/20	1.38
16	2 8 4 回 利 付国庫債券 （10年）	国債 証券	日本	3,200,000,000	105.23	3,367,434,000	105.59	3,378,816,000	1.70	2016/12/20	1.37
17	6 3 回 利付 国庫債券（5 年）	国債 証券	日本	3,300,000,000	102.01	3,366,462,000	102.02	3,366,660,000	1.20	2012/3/20	1.36
18	2 8 5 回 利 付国庫債券 （10年）	国債 証券	日本	3,100,000,000	105.10	3,258,149,000	105.36	3,266,253,000	1.70	2017/3/20	1.32

19	290回 利付国庫債券（10年）	国債証券	日本	3,200,000,000	101.72	3,255,040,000	101.87	3,259,744,000	1.40	2018/3/20	1.32
20	289回 利付国庫債券（10年）	国債証券	日本	3,100,000,000	102.68	3,183,142,000	102.86	3,188,567,000	1.50	2017/12/20	1.29
21	75回 利付国庫債券（5年）	国債証券	日本	3,000,000,000	101.73	3,051,930,000	101.71	3,051,420,000	1.10	2013/9/20	1.24
22	78回 利付国庫債券（5年）	国債証券	日本	3,000,000,000	100.90	3,026,865,000	100.82	3,024,660,000	0.90	2013/12/20	1.23
23	288回 利付国庫債券（10年）	国債証券	日本	2,800,000,000	104.58	2,928,106,000	104.73	2,932,524,000	1.70	2017/9/20	1.19
24	70回 利付国庫債券（5年）	国債証券	日本	2,800,000,000	100.60	2,816,688,000	100.64	2,817,892,000	0.80	2013/3/20	1.14
25	280回 利付国庫債券（10年）	国債証券	日本	2,500,000,000	107.17	2,679,300,000	107.26	2,681,400,000	1.90	2016/6/20	1.09
26	256回 利付国庫債券（10年）	国債証券	日本	2,500,000,000	103.15	2,578,775,000	103.13	2,578,275,000	1.40	2013/12/20	1.05
27	68回 利付国庫債券（5年）	国債証券	日本	2,300,000,000	101.78	2,340,894,000	101.80	2,341,469,000	1.10	2012/12/20	0.95
28	263回 利付国庫債券（10年）	国債証券	日本	2,200,000,000	104.33	2,295,282,000	104.44	2,297,768,000	1.60	2014/9/20	0.93
29	274回 利付国庫債券（10年）	国債証券	日本	2,200,000,000	104.17	2,291,820,000	104.23	2,293,148,000	1.50	2015/12/20	0.93
30	266回 利付国庫債券（10年）	国債証券	日本	2,200,000,000	103.28	2,272,220,000	103.40	2,274,756,000	1.40	2014/12/20	0.92

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

種類別業種別投資比率

平成21年3月25日現在

種類	投資比率（％）
国債証券	75.73
地方債証券	6.34
特殊債券	10.18
社債券	7.82
合計	100.08

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

直近日（平成21年3月25日）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落	分配付	分配落	分配付
第1期末（平成16年2月16日現在）	3,928	3,928	0.9997	0.9997
第2期末（平成17年2月14日現在）	5,064	5,064	1.0033	1.0033
第3期末（平成18年2月14日現在）	6,089	6,089	1.0007	1.0007
第4期末（平成19年2月14日現在）	3,173	3,173	1.0060	1.0060
第5期末（平成20年2月14日現在）	4,343	4,343	1.0330	1.0330
第6期末（平成21年2月16日現在）	5,647	5,647	1.0575	1.0575
平成20年3月末	4,676	—	1.0430	—
4月末	4,564	—	1.0261	—
5月末	4,471	—	1.0180	—
6月末	4,646	—	1.0288	—
7月末	4,744	—	1.0322	—
8月末	4,853	—	1.0413	—
9月末	4,983	—	1.0379	—
10月末	5,178	—	1.0424	—
11月末	5,231	—	1.0454	—
12月末	5,475	—	1.0627	—
平成21年1月末	5,621	—	1.0567	—
2月末	5,736	—	1.0589	—
3月25日	5,780	—	1.0585	—

【分配の推移】

	1口当たりの分配額（円）
第1期	-
第2期	-
第3期	-
第4期	-
第5期	-
第6期	-

【収益率の推移】

	収益率（％）
第1期	0.03
第2期	0.36
第3期	0.26
第4期	0.53
第5期	2.68
第6期	2.37

(注)収益率＝（当期分配付き基準価額－前期分配落ち基準価額）÷前期分配落ち基準価額×100

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成14年12月3日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

- ・お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。
当ファンドは、原則として確定拠出年金制度によるお申込みのみの取扱いとなります。ただし、委託会社または販売会社が受益権を取得する場合はこの限りではありません。
- ・当ファンドは、収益の分配がなされた場合、収益分配金を無手数料で再投資する「累積投資（自動けいぞく）」専用ファンドです。このためお申込みの際、受益権の取得申込者は販売会社との間で、「累積投資約款」にしたがって分配金累積投資に関する契約を締結します。
なお、販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。
また、あらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。
- ・当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時（わが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までにお申込が行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。
- ・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

- ・お申込価額はお申込日の基準価額 とします。
収益分配金の再投資を行う場合は各計算期間終了日の基準価額とします。
「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）
- ・基準価額は、当ファンドの委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。
当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。
 - ・販売会社へのお問い合わせ
 - ・委託会社への照会
ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>
電話番号：03-3287-3111
（午前9時から午後5時まで。ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、わが国の金融商品取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。）

- ・お申込単位
1円以上1円単位（当初元本1口＝1円）
収益分配金の再投資を行う場合は、1口単位となります。
- ・お申込手数料はありません。
- ・取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

2【換金（解約）手続等】

- ・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口単位をもって解約の請求をすることができます。受益者が解約の請求をするときは、販売会社に対し、受益権をもって行うものとします。委託会社は、解約の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。解約の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時（わが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までに解約の請求が行われ、かつ、解約の受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求を取り消すことができます。解約の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとします。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

- ・解約価額は、解約請求受付日の基準価額とします。
- ・解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して5営業日目から販売会社の営業所等においてお支払いします。
- ・解約価額の照会方法等
解約価額は委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。
当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。
 - ・販売会社へのお問い合わせ
 - ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

電話番号：03-3287-3111

（午前9時から午後5時まで。ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、わが国の金融商品取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。）

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金、その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額（1万口当たり）は、毎営業日、委託会社にて計算されます。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社への問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

電話番号：03-3287-3111

（午前9時から午後5時まで。ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、わが国の金融商品取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。）

(2)【保管】

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。

したがって、委託会社は受益証券を発行しません。

(3)【信託期間】

信託期間は平成14年12月3日から無期限ですが、下記(5)イ.の場合には信託を終了する場合があります。

(4)【計算期間】

- 計算期間は原則として毎年2月15日から翌年2月14日までとします。
- 前記a.の規定にかかわらず、前記a.の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

イ.償還規定

- 委託会社は、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社はかかる事項についてあらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 委託会社は、信託期間中においてこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃の場合、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 委託会社は前記aおよびbの事項についてあらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 委託会社は前記cの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 前記dに定める一定期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは信託契約の解約をしません。

- f. 委託会社は、前記eの規定により、信託契約を解約しないこととしたときは、解約したい旨およびその理由を公告し、かつ、これらの内容を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- g. 前記dからfの規定は信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記cの一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- h. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- i. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後記「ロ.信託約款の変更d.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- j. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は後記「ロ.信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- k. 前記dに規定する一定の期間内に、委託会社に対し異議を述べた受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求権の内容および手続きは、新聞公告または書面にて付記します。

ロ.信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、前記aの変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 委託会社は前記bの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 前記cに定める一定期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は信託約款の変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの内容を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- f. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記aからeの規定にしたがいます。
- g. 前記cに規定する一定の期間内に、委託会社に対し異議を述べた受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求権の内容および手続きは、新聞公告または書面にて付記します。
- h. 前記bに該当しない場合の約款変更のお知らせは、当ファンドの決算時に作成しております「運用報告書」にてお知らせいたします。

ハ.関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則として3ヵ月前までに、当事者間の別段の意志表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

ニ.公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

ホ．運用報告書

委託会社は、毎年2月14日（休業日の場合は翌営業日とします。）および償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

運用報告書は委託会社のホームページにおいても開示しております。

（URL <http://www.diam.co.jp/>）

2【受益者の権利等】

収益分配金受領権

当ファンドの収益分配金は、自動的に再投資される性質を有します。

委託会社は受託会社から交付を受けた収益分配金を、原則として毎計算期間の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、別に定める契約に基づき受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に対し、遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金受領権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

受益証券をお手許で保有されている方は、解約のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、第5期計算期間（平成19年2月15日から平成20年2月14日まで）については改正前の、第6期計算期間（平成20年2月15日から平成21年2月16日まで）については改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間（平成19年2月15日から平成20年2月14日まで）及び第6期計算期間（平成20年2月15日から平成21年2月16日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

D I A M国内債券インデックスファンド＜D C 年金＞

(1)【貸借対照表】

科目	注記 番号	第 5 期 平成20年2月14日現在	第 6 期 平成21年2月16日現在
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		8,747,133	10,268,478
親投資信託受益証券		4,343,325,536	5,646,904,876
流動資産合計		4,352,072,669	5,657,173,354
資産合計		4,352,072,669	5,657,173,354
負債の部			
流動負債			
未払解約金		3,565,615	3,126,627
未払受託者報酬		603,348	829,117
未払委託者報酬		4,424,879	6,080,398
その他未払費用		50,196	69,009
流動負債合計		8,644,038	10,105,151
負債合計		8,644,038	10,105,151
純資産の部			
元本等			
元本		4,204,641,321	5,339,842,507
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		138,787,310	307,225,696
（分配準備積立金）		98,998,110	195,183,205
元本等合計		4,343,428,631	5,647,068,203
純資産合計		4,343,428,631	5,647,068,203
負債純資産合計		4,352,072,669	5,657,173,354

(2) 【損益及び剰余金計算書】

科目	注記 番号	第 5 期 自平成19年2月15日 至平成20年2月14日	第 6 期 自平成20年2月15日 至平成21年2月16日
		金額（円）	金額（円）
営業収益			
受取利息		38,701	53,146
有価証券売買等損益		105,267,409	132,989,340
営業収益合計		105,306,110	133,042,486
営業費用			
受託者報酬		1,118,922	1,542,849
委託者報酬		8,206,035	11,314,708
その他費用		93,076	128,396
営業費用合計		9,418,033	12,985,953
営業利益		95,888,077	120,056,533
経常利益		95,888,077	120,056,533
当期純利益		95,888,077	120,056,533
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		6,399,103	1,591,252
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		18,814,276	138,787,310
剰余金増加額又は欠損金減少額		35,910,005	89,049,475
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		35,910,005	89,049,475
剰余金減少額又は欠損金増加額		5,425,945	39,076,370
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		5,425,945	39,076,370
分配金	*1	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		138,787,310	307,225,696

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第 5 期 自平成19年2月15日 至平成20年2月14日	第 6 期 自平成20年2月15日 至平成21年2月16日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時 価で評価しております。時価評価に あたっては、親投資信託受益証券の 基準価額に基づいて評価してありま す。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための 基本となる重要な事項	-----	計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は計算期間 末日が休業日のため、平成20年2月 15日から平成21年2月16日までと なっております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	第 5 期 平成20年2月14日現在	第 6 期 平成21年2月16日現在
*1 期首元本額	3,154,913,000円	4,204,641,321円
期中追加設定元本額	1,811,098,542円	2,309,502,415円
期中解約元本額	761,370,221円	1,174,301,229円
*2 計算期間末日における受益権の総数	4,204,641,321口	5,339,842,507口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	第 5 期 自平成19年2月15日 至平成20年2月14日	第 6 期 自平成20年2月15日 至平成21年2月16日
*1 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（34,934円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（89,454,040円）、信託約款に規定される収益調整金（39,789,200円）及び分配準備積立金（9,509,136円）より分配対象収益は138,787,310円（1万口当たり330.08円）であります。が、分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（47,952円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（118,417,329円）、信託約款に規定される収益調整金（112,042,491円）及び分配準備積立金（76,717,924円）より分配対象収益は307,225,696円（1万口当たり575.34円）であります。が、分配を行っておりません。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

	第 5 期 自平成19年2月15日 至平成20年2月14日		第 6 期 自平成20年2月15日 至平成21年2月16日	
種 類	貸借対照表 計上額(円)	当期の損益に 含まれた 評価差額(円)	貸借対照表 計上額(円)	当期の損益に 含まれた 評価差額(円)
親投資信託受益証券	4,343,325,536	102,115,290	5,646,904,876	132,540,853
合計	4,343,325,536	102,115,290	5,646,904,876	132,540,853

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第 5 期 平成20年2月14日現在	第 6 期 平成21年2月16日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0330円 (10,330円)	1.0575円 (10,575円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株 式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド	5,252,934,769	5,646,904,876	
合 計		5,252,934,769	5,646,904,876	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

「国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド」の状況

貸借対照表

科目	注記 番号	平成20年2月14日現在	平成21年2月16日現在
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		1,974,513,169	1,192,247,927
国債証券		154,518,196,000	179,656,783,000
地方債証券		13,157,439,973	14,884,743,611
特殊債券		21,388,624,978	24,730,250,788
社債券		17,940,325,090	19,288,892,730
未収利息		773,813,804	922,723,128
前払費用		53,895,541	58,749,897
流動資産合計		209,806,808,555	240,734,391,081
資産合計		209,806,808,555	240,734,391,081
負債の部			
流動負債			
未払解約金		48,465,000	74,072,000
流動負債合計		48,465,000	74,072,000
負債合計		48,465,000	74,072,000
純資産の部			
元本等			
元本		200,283,987,383	223,863,993,437
剰余金			
剰余金又は欠損金（　）		9,474,356,172	16,796,325,644
元本等合計		209,758,343,555	240,660,319,081
純資産合計		209,758,343,555	240,660,319,081
負債純資産合計		209,806,808,555	240,734,391,081

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	自平成19年2月15日 至平成20年2月14日	自平成20年2月15日 至平成21年2月16日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	-----	計算期間の取扱い 当該親投資信託の計算期間は計算期間末日が休業日のため、平成20年2月15日から平成21年2月16日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

区分	平成20年2月14日現在	平成21年2月16日現在
*1 本有価証券報告書における開示対象ファンドの期首における 当該親投資信託の元本額	148,226,455,700円	200,283,987,383円
同期中追加設定元本額	93,755,149,268円	115,491,857,355円
同期中解約元本額	41,697,617,585円	91,911,851,301円
同期末における元本の内訳		
D I A M国内債券パッシブ・ファンド	- 円	931,099円
D I A M国内債券インデックスファンド< D C 年金 >	4,147,164,649円	5,252,934,769円
D I A Mバランス・ファンド< D C 年金 > 1安定型	2,048,413,759円	1,991,337,362円
D I A Mバランス・ファンド< D C 年金 > 2安定・成長型	3,353,356,335円	3,034,413,678円
D I A Mバランス・ファンド< D C 年金 > 3成長型	1,505,201,703円	1,199,363,567円
D I A M D C バランス30インデックスファンド	1,362,577,162円	1,074,020,122円
D I A M D C バランス50インデックスファンド	1,420,787,307円	1,031,590,053円
D I A M D C バランス70インデックスファンド	189,324,687円	145,405,286円
マネックス資産設計ファンド< 隔月分配型 >	355,187,806円	248,461,601円
マネックス資産設計ファンド< 育成型 >	1,858,820,582円	1,615,536,886円
みずほエマージングボンドオープン	29,420,418円	29,420,418円
D I A M高金利通貨ファンド	9,608,918円	9,608,918円
D I A Mエマージング債券ファンド	- 円	9,450,010円
D I A Mロシア株式ファンド	- 円	10,126,042円
D I A M国内債券パッシブファンド（適格機関投資家向け）	20,930,793,289円	15,566,824,769円
D I A Mグローバル・バランスファンド25 V A（適格機関投資家限定）	21,302,735,806円	14,413,389,713円

D I A Mグローバル・バランス ファンド50 V A（適格機関投資家 限定）	1,169,303,705円	726,798,840円
D I A M国際分散バランスファン ド30 V A（適格機関投資家限定）	707,095,640円	505,210,950円
D I A M国際分散バランスファン ド50 V A（適格機関投資家限定）	1,774,309,538円	1,147,291,342円
D I A M国内重視バランスファン ド30 V A（適格機関投資家限定）	790,400,649円	597,867,376円
D I A M国内重視バランスファン ド50 V A（適格機関投資家限定）	593,958,858円	410,687,925円
D I A M世界バランスファンド40 V A（適格機関投資家限定）	44,511,350,025円	30,770,448,472円
D I A M世界バランスファンド50 V A（適格機関投資家限定）	15,143,766,793円	9,857,875,207円
D I A Mバランスファンド25 V A （適格機関投資家限定）	17,504,225,923円	15,102,206,442円
D I A Mバランスファンド37.5 V A（適格機関投資家限定）	6,190,628,421円	5,480,520,899円
D I A Mバランスファンド50 V A （適格機関投資家限定）	10,917,882,066円	8,501,145,478円
D I A Mグローバル・アセット・ バランス V A（適格機関投資家限 定）	2,744,282,866円	1,863,765,121円
D I A Mグローバル・アセット・ バランス V A 2（適格機関投資家 限定）	8,367,703,845円	6,733,182,708円
D I A M アクサ グローバル バ ランスファンド30 V A（適格機関 投資家限定）	4,034,982,252円	6,982,337,960円
D I A M世界アセットバランス ファンド V A（適格機関投資家向 け）	4,509,180,506円	13,503,092,491円
D I A Mグローバルβ私募ファン ド（適格機関投資家向け）	48,421,247円	596,188,311円
D I A M為替フルヘッジ型グロー バルアセット私募ファンド（適格 機関投資家向け）	1,428,955,027円	1,046,385,372円
D I A M世界バランスファンド55 V A（適格機関投資家限定）	13,952,912,048円	14,000,188,504円
D I A Mアイエヌジー世界 balan スファンド35 V A（適格機関投資 家限定）	6,928,697,941円	7,447,766,564円
D I A Mグローバル分散ファンド V A（適格機関投資家限定）	452,537,612円	1,596,321,303円
D I A M世界アセットバランス ファンド2 V A（適格機関投資家 限定）	- 円	49,161,374,900円
D I A M世界アセットバランス ファンド40 V A（適格機関投資家 限定）	- 円	2,200,522,979円
（合 計）	200,283,987,383円	223,863,993,437円
*2 本有価証券報告書における開 示対象ファンドの計算期間末日に おける受益権の総数	200,283,987,383口	223,863,993,437口

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

	自平成19年2月15日 至平成20年2月14日		自平成20年2月15日 至平成21年2月16日	
種 類	貸借対照表 計上額(円)	当期の損益に 含まれた 評価差額(円)	貸借対照表 計上額(円)	当期の損益に 含まれた 評価差額(円)
国債証券	154,518,196,000	2,304,612,000	179,656,783,000	2,788,501,000
地方債証券	13,157,439,973	263,006,467	14,884,743,611	178,922,176
特殊債券	21,388,624,978	316,289,277	24,730,250,788	205,695,617
社債券	17,940,325,090	201,500,140	19,288,892,730	35,728,260
合計	207,004,586,041	3,085,407,884	238,560,670,129	3,137,390,533

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	平成20年2月14日現在	平成21年2月16日現在
1口当たり純資産額	1.0473円	1.0750円
（1万口当たり純資産額）	(10,473円)	(10,750円)

[次へ](#)

附属明細表

第1 有価証券明細表

株 式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
国債証券	2 6 6 回 利付国庫債券（2 年）	500,000,000	501,380,000	
	2 6 7 回 利付国庫債券（2 年）	1,700,000,000	1,704,964,000	
	2 6 8 回 利付国庫債券（2 年）	1,300,000,000	1,305,655,000	
	2 6 9 回 利付国庫債券（2 年）	1,000,000,000	1,007,210,000	
	2 7 0 回 利付国庫債券（2 年）	1,300,000,000	1,309,776,000	
	2 7 1 回 利付国庫債券（2 年）	1,500,000,000	1,509,525,000	
	2 7 2 回 利付国庫債券（2 年）	700,000,000	703,605,000	
	2 7 3 回 利付国庫債券（2 年）	1,300,000,000	1,308,957,000	
	2 7 4 回 利付国庫債券（2 年）	500,000,000	501,895,000	
	4 4 回 利付国庫債券（5 年）	4,600,000,000	4,617,802,000	
	4 7 回 利付国庫債券（5 年）	4,000,000,000	4,007,680,000	
	4 9 回 利付国庫債券（5 年）	4,500,000,000	4,515,210,000	
	5 2 回 利付国庫債券（5 年）	5,300,000,000	5,340,015,000	
	5 4 回 利付国庫債券（5 年）	3,900,000,000	3,955,068,000	
	5 7 回 利付国庫債券（5 年）	5,000,000,000	5,110,150,000	
	6 0 回 利付国庫債券（5 年）	3,600,000,000	3,666,132,000	
	6 1 回 利付国庫債券（5 年）	3,500,000,000	3,568,915,000	
	6 3 回 利付国庫債券（5 年）	3,300,000,000	3,366,462,000	
	6 4 回 利付国庫債券（5 年）	2,700,000,000	2,782,539,000	
	6 6 回 利付国庫債券（5 年）	3,800,000,000	3,867,298,000	
	6 8 回 利付国庫債券（5 年）	2,300,000,000	2,340,894,000	
	6 9 回 利付国庫債券（5 年）	1,000,000,000	1,010,100,000	
	7 0 回 利付国庫債券（5 年）	2,800,000,000	2,816,688,000	
	7 2 回 利付国庫債券（5 年）	3,700,000,000	3,828,427,000	
	7 5 回 利付国庫債券（5 年）	3,000,000,000	3,051,930,000	
	7 8 回 利付国庫債券（5 年）	1,500,000,000	1,511,895,000	
	2 2 2 回 利付国庫債券（1 0 年）	300,000,000	305,736,000	
	2 2 3 回 利付国庫債券（1 0 年）	600,000,000	612,462,000	
	2 2 5 回 利付国庫債券（1 0 年）	300,000,000	308,244,000	
	2 2 9 回 利付国庫債券（1 0 年）	1,100,000,000	1,122,242,000	
	2 3 2 回 利付国庫債券（1 0 年）	1,150,000,000	1,170,033,000	
	2 3 4 回 利付国庫債券（1 0 年）	1,300,000,000	1,330,511,000	
	2 3 5 回 利付国庫債券（1 0 年）	1,700,000,000	1,743,452,000	
	2 3 7 回 利付国庫債券（1 0 年）	1,540,000,000	1,585,014,200	
	2 4 0 回 利付国庫債券（1 0 年）	1,000,000,000	1,024,030,000	
	2 4 3 回 利付国庫債券（1 0 年）	1,400,000,000	1,424,794,000	
	2 4 6 回 利付国庫債券（1 0 年）	1,900,000,000	1,912,084,000	
	2 4 7 回 利付国庫債券（1 0 年）	700,000,000	704,172,000	
	2 5 0 回 利付国庫債券（1 0 年）	2,060,000,000	2,043,108,000	
	2 5 4 回 利付国庫債券（1 0 年）	3,300,000,000	3,403,323,000	
	2 5 6 回 利付国庫債券（1 0 年）	2,500,000,000	2,578,775,000	
	2 5 8 回 利付国庫債券（1 0 年）	1,500,000,000	1,540,365,000	
	2 6 0 回 利付国庫債券（1 0 年）	2,100,000,000	2,189,250,000	
	2 6 3 回 利付国庫債券（1 0 年）	2,200,000,000	2,295,282,000	
	2 6 6 回 利付国庫債券（1 0 年）	2,000,000,000	2,065,140,000	

	2 7 0 回 利付国庫債券（ 1 0 年 ）	1,000,000,000	1,027,340,000
	2 7 2 回 利付国庫債券（ 1 0 年 ）	1,700,000,000	1,758,293,000
	2 7 4 回 利付国庫債券（ 1 0 年 ）	1,600,000,000	1,666,608,000
	2 7 7 回 利付国庫債券（ 1 0 年 ）	1,600,000,000	1,679,568,000
	2 8 0 回 利付国庫債券（ 1 0 年 ）	2,500,000,000	2,679,300,000
	2 8 2 回 利付国庫債券（ 1 0 年 ）	1,700,000,000	1,792,718,000
	2 8 4 回 利付国庫債券（ 1 0 年 ）	2,900,000,000	3,051,873,000
	2 8 5 回 利付国庫債券（ 1 0 年 ）	2,700,000,000	2,837,025,000
	2 8 6 回 利付国庫債券（ 1 0 年 ）	3,500,000,000	3,696,840,000
	2 8 8 回 利付国庫債券（ 1 0 年 ）	2,200,000,000	2,299,000,000
	2 8 9 回 利付国庫債券（ 1 0 年 ）	3,100,000,000	3,183,142,000
	2 9 0 回 利付国庫債券（ 1 0 年 ）	3,200,000,000	3,255,040,000
	2 9 3 回 利付国庫債券（ 1 0 年 ）	3,200,000,000	3,361,120,000
	2 9 6 回 利付国庫債券（ 1 0 年 ）	4,500,000,000	4,590,360,000
	2 9 7 回 利付国庫債券（ 1 0 年 ）	3,000,000,000	3,031,440,000
	1 回 利付国庫債券（ 3 0 年 ）	100,000,000	115,452,000
	3 回 利付国庫債券（ 3 0 年 ）	200,000,000	213,726,000
	5 回 利付国庫債券（ 3 0 年 ）	200,000,000	210,202,000
	7 回 利付国庫債券（ 3 0 年 ）	300,000,000	320,640,000
	1 2 回 利付国庫債券（ 3 0 年 ）	300,000,000	307,731,000
	1 4 回 利付国庫債券（ 3 0 年 ）	500,000,000	543,385,000
	1 8 回 利付国庫債券（ 3 0 年 ）	820,000,000	875,669,800
	2 2 回 利付国庫債券（ 3 0 年 ）	470,000,000	522,287,500
	2 4 回 利付国庫債券（ 3 0 年 ）	600,000,000	668,172,000
	2 6 回 利付国庫債券（ 3 0 年 ）	900,000,000	982,395,000
	2 7 回 利付国庫債券（ 3 0 年 ）	1,000,000,000	1,114,230,000
	2 8 回 利付国庫債券（ 3 0 年 ）	1,000,000,000	1,115,510,000
	2 9 回 利付国庫債券（ 3 0 年 ）	400,000,000	437,460,000
	3 7 回 利付国庫債券（ 2 0 年 ）	600,000,000	693,570,000
	3 9 回 利付国庫債券（ 2 0 年 ）	400,000,000	446,580,000
	4 0 回 利付国庫債券（ 2 0 年 ）	720,000,000	785,030,400
	4 2 回 利付国庫債券（ 2 0 年 ）	800,000,000	895,472,000
	4 3 回 利付国庫債券（ 2 0 年 ）	760,000,000	874,752,400
	4 5 回 利付国庫債券（ 2 0 年 ）	800,000,000	882,656,000
	4 7 回 利付国庫債券（ 2 0 年 ）	750,000,000	811,027,500
	5 0 回 利付国庫債券（ 2 0 年 ）	680,000,000	711,830,800
	5 1 回 利付国庫債券（ 2 0 年 ）	400,000,000	422,576,000
	5 2 回 利付国庫債券（ 2 0 年 ）	450,000,000	479,853,000
	5 4 回 利付国庫債券（ 2 0 年 ）	500,000,000	538,240,000
	5 5 回 利付国庫債券（ 2 0 年 ）	410,000,000	431,004,300
	5 7 回 利付国庫債券（ 2 0 年 ）	430,000,000	445,394,000
	5 8 回 利付国庫債券（ 2 0 年 ）	600,000,000	620,082,000
	6 0 回 利付国庫債券（ 2 0 年 ）	590,000,000	571,456,300
	6 1 回 利付国庫債券（ 2 0 年 ）	600,000,000	549,162,000
	6 2 回 利付国庫債券（ 2 0 年 ）	600,000,000	528,930,000
	6 4 回 利付国庫債券（ 2 0 年 ）	600,000,000	614,022,000
	6 5 回 利付国庫債券（ 2 0 年 ）	700,000,000	715,309,000
	6 7 回 利付国庫債券（ 2 0 年 ）	800,000,000	816,264,000
	7 0 回 利付国庫債券（ 2 0 年 ）	850,000,000	922,921,500
	7 2 回 利付国庫債券（ 2 0 年 ）	750,000,000	783,577,500
	7 3 回 利付国庫債券（ 2 0 年 ）	890,000,000	916,441,900
	7 5 回 利付国庫債券（ 2 0 年 ）	940,000,000	980,053,400
	7 8 回 利付国庫債券（ 2 0 年 ）	950,000,000	963,205,000
	8 1 回 利付国庫債券（ 2 0 年 ）	900,000,000	922,986,000

	8 3 回 利付国庫債券（ 2 0 年）	1,000,000,000	1,039,420,000	
	8 5 回 利付国庫債券（ 2 0 年）	1,050,000,000	1,090,435,500	
	8 8 回 利付国庫債券（ 2 0 年）	1,000,000,000	1,066,750,000	
	9 0 回 利付国庫債券（ 2 0 年）	1,200,000,000	1,260,732,000	
	9 2 回 利付国庫債券（ 2 0 年）	1,200,000,000	1,241,892,000	
	9 3 回 利付国庫債券（ 2 0 年）	600,000,000	611,364,000	
	9 4 回 利付国庫債券（ 2 0 年）	600,000,000	620,742,000	
	9 5 回 利付国庫債券（ 2 0 年）	1,100,000,000	1,171,764,000	
	9 7 回 利付国庫債券（ 2 0 年）	1,100,000,000	1,154,835,000	
	9 9 回 利付国庫債券（ 2 0 年）	1,000,000,000	1,033,470,000	
	1 0 0 回 利付国庫債券（ 2 0 年）	1,300,000,000	1,364,155,000	
	1 0 2 回 利付国庫債券（ 2 0 年）	1,100,000,000	1,190,376,000	
	1 0 5 回 利付国庫債券（ 2 0 年）	1,300,000,000	1,343,810,000	
	1 0 7 回 利付国庫債券（ 2 0 年）	1,200,000,000	1,239,924,000	
国債証券計			179,656,783,000	
地方債証券	5 8 2 回 東京都公募公債	100,000,000	102,383,000	
	5 8 3 回 東京都公募公債	200,000,000	204,820,000	
	5 8 9 回 東京都公募公債	100,000,000	101,859,000	
	6 0 0 回 東京都公募公債	100,000,000	100,082,000	
	6 1 1 回 東京都公募公債	200,000,000	208,890,000	
	6 1 2 回 東京都公募公債	161,500,000	167,649,920	
	6 1 6 回 東京都公募公債	100,000,000	102,152,000	
	6 1 7 回 東京都公募公債	200,000,000	204,194,000	
	6 1 9 回 東京都公募公債	200,000,000	205,664,000	
	6 2 0 回 東京都公募公債	200,000,000	203,540,000	
	6 2 2 回 東京都公募公債	106,800,000	108,125,388	
	6 2 3 回 東京都公募公債	200,000,000	202,838,000	
	6 2 7 回 東京都公募公債	100,000,000	102,670,000	
	6 2 8 回 東京都公募公債	100,000,000	103,144,000	
	6 2 9 回 東京都公募公債	300,000,000	306,660,000	
	6 3 2 回 東京都公募公債	115,300,000	122,167,268	
	6 3 3 回 東京都公募公債	100,000,000	105,724,000	
	6 3 4 回 東京都公募公債	200,000,000	210,388,000	
	6 3 8 回 東京都公募公債	200,000,000	210,394,000	
	6 4 0 回 東京都公募公債	150,000,000	156,334,500	
	6 4 1 回 東京都公募公債	100,000,000	104,476,000	
	1 2 年度 3 回 北海道公募公債	100,000,000	101,537,000	
	1 3 年度 1 回 北海道公募公債	100,000,000	101,220,000	
	1 3 年度 2 回 北海道公募公債	100,000,000	101,272,000	
	1 5 年度 2 回 北海道公募公債	100,000,000	99,745,000	
	1 6 年度 1 1 回 北海道公募公債	100,000,000	99,890,000	
	1 8 年度 4 回 北海道公募公債	190,500,000	198,727,695	
	1 8 年度 6 回 北海道公募公債	100,000,000	104,795,000	
	1 2 7 回 神奈川県公募公債	100,000,000	104,214,000	
	1 2 8 回 神奈川県公募公債	100,000,000	102,628,000	
	1 3 0 回 神奈川県公募公債	156,200,000	159,284,950	
	1 3 5 回 神奈川県公募公債	200,000,000	206,034,000	
	1 3 6 回 神奈川県公募公債	100,000,000	102,447,000	
	2 4 6 回 大阪府公募公債	100,000,000	101,291,000	
	2 5 2 回 大阪府公募公債	100,000,000	98,985,000	
	2 7 8 回 大阪府公募公債	200,000,000	199,810,000	
	2 8 5 回 大阪府公募公債	100,000,000	101,027,000	
	2 8 6 回 大阪府公募公債	200,000,000	202,060,000	

	2 8 9 回 大阪府公募公債	200,000,000	206,194,000
	3 0 1 回 大阪府公募公債	100,000,000	102,511,000
	1 7 回 大阪府公募公債 5 年	100,000,000	99,704,000
	2 6 回 大阪府公募公債 5 年	120,000,000	121,321,200
	1 6 年度 2 回 京都府公募公債	100,000,000	102,622,000
	1 8 年度 1 回 京都府公募公債	100,000,000	103,431,000
	1 4 年度 5 回 兵庫県公募公債	100,000,000	99,074,000
	1 7 年度 9 回 兵庫県公募公債	200,000,000	203,792,000
	1 7 年度 1 0 回 兵庫県公募公債 5 年	100,000,000	100,029,000
	1 8 年度 2 回 兵庫県公募公債 5 年	200,000,000	202,604,000
	1 5 年度 1 回 静岡県公募公債	100,000,000	98,367,000
	1 5 年度 3 回 静岡県公募公債	116,130,000	118,701,118
	1 8 年度 5 回 静岡県公募公債	129,800,000	135,878,534
	1 5 年度 1 回 愛知県公募公債	100,000,000	102,260,000
	1 7 年度 5 回 愛知県公募公債 5 年	155,000,000	155,866,450
	1 3 年度 1 回 広島県公募公債	100,000,000	101,968,000
	1 4 年度 2 回 埼玉県公募公債	100,000,000	101,773,000
	1 5 年度 3 回 埼玉県公募公債	100,000,000	103,111,000
	1 7 年度 2 回 埼玉県公募公債	200,000,000	202,456,000
	1 8 年度 1 回 埼玉県公募公債	200,000,000	209,154,000
	1 6 年度 3 回 福岡県公募公債	131,040,000	132,789,384
	1 7 年度 1 回 福岡県公募公債	100,000,000	101,728,000
	1 5 年度 4 回 千葉県公募公債	100,000,000	102,170,000
	1 7 年度 2 回 千葉県公募公債	200,000,000	202,484,000
	1 9 年度 5 回 千葉県公募公債	100,000,000	103,807,000
	1 3 年度 1 回 新潟県公募公債	110,000,000	111,727,000
	2 回 共同発行市場公募地方債	100,000,000	98,837,000
	9 回 共同発行市場公募地方債	100,000,000	102,646,000
	1 2 回 共同発行市場公募地方債	130,000,000	132,814,500
	1 8 回 共同発行市場公募地方債	100,000,000	103,182,000
	1 9 回 共同発行市場公募地方債	130,000,000	134,074,200
	2 0 回 共同発行市場公募地方債	100,000,000	102,570,000
	2 1 回 共同発行市場公募地方債	300,000,000	305,961,000
	2 3 回 共同発行市場公募地方債	100,000,000	101,392,000
	2 5 回 共同発行市場公募地方債	304,000,000	309,624,000
	2 8 回 共同発行市場公募地方債	200,000,000	202,330,000
	2 9 回 共同発行市場公募地方債	100,000,000	101,789,000
	3 1 回 共同発行市場公募地方債	200,000,000	204,778,000
	3 5 回 共同発行市場公募地方債	200,000,000	206,138,000
	3 6 回 共同発行市場公募地方債	100,000,000	103,095,000
	3 7 回 共同発行市場公募地方債	150,000,000	156,859,500
	3 8 回 共同発行市場公募地方債	170,000,000	180,159,200
	4 0 回 共同発行市場公募地方債	150,000,000	160,054,500
	4 7 回 共同発行市場公募地方債	161,600,000	168,193,280
	6 1 回 共同発行市場公募地方債	300,000,000	303,534,000
	1 7 年度 3 回 大阪市公募公債	100,000,000	99,754,000
	1 7 年度 8 回 大阪市公募公債	200,000,000	203,054,000
	1 8 年度 3 回 大阪市公募公債	150,000,000	157,408,500
	1 9 年度 5 回 大阪市公募公債	135,000,000	139,522,500
	1 2 回さ号 名古屋市公募公債	100,000,000	98,874,000
	1 2 回せ号 名古屋市公募公債	220,000,000	223,988,600
	1 8 年度 3 回 京都市公募公債	101,700,000	106,441,254
	1 7 年度 1 3 回 神戸市公募公債	103,000,000	104,894,170
	1 3 年度 3 回 横浜市公募公債	100,000,000	101,832,000

	1 4 年度 1 回 横浜市公募公債	100,000,000	102,102,000	
	1 4 年度 5 回 横浜市公募公債	100,000,000	99,847,000	
	1 6 年度 1 回 横浜市公募公債	200,000,000	206,312,000	
	1 7 年度 1 回 横浜市公募公債	300,000,000	304,104,000	
	1 4 年度 7 回 札幌市公募公債	100,000,000	99,327,000	
	1 6 年度 7 回 札幌市公募公債	100,000,000	102,547,000	
	1 4 年度 2 回 北九州市公募公債	100,000,000	100,557,000	
	1 4 年度 1 回 福岡市公募公債	100,000,000	101,716,000	
	1 8 年度 4 回 福岡市公募公債	100,000,000	104,074,000	
	1 6 年度 1 回 広島市公募公債	100,000,000	101,706,000	
	1 2 年度 1 回 仙台市公募公債	100,000,000	102,088,000	
	1 6 年度 2 回 千葉市公募公債	100,000,000	101,918,000	
地方債証券計			14,884,743,611	
特殊債券	4 回 政保日本政策投資銀行債券	100,000,000	102,182,000	
	8 回 政保日本政策投資銀行債券	102,000,000	106,804,200	
	1 6 回 日本政策投資銀行債券	100,000,000	101,327,000	
	7 回 日本政策投資銀行債券	100,000,000	98,844,000	
	9 回 日本政策投資銀行債券	100,000,000	101,978,000	
	1 3 回 日本政策投資銀行債券	100,000,000	101,894,000	
	4 6 回 日本政策投資銀行債券	200,000,000	199,834,000	
	1 2 回 日本道路・機構承継債	100,000,000	101,276,000	
	3 4 回 日本道路・機構承継債	200,000,000	204,558,000	
	3 1 2 回 政保道路債	200,000,000	203,624,000	
	3 1 4 回 政保道路債	200,000,000	201,978,000	
	3 2 2 回 政保道路債	106,000,000	109,243,600	
	3 2 4 回 政保道路債	200,000,000	205,162,000	
	3 2 9 回 政保道路債	100,000,000	103,578,000	
	3 3 3 回 政保道路債	300,000,000	310,926,000	
	3 3 5 回 政保道路債	237,000,000	243,050,610	
	3 3 8 回 政保道路債	264,000,000	272,215,680	
	3 3 9 回 政保道路債	301,000,000	308,461,790	
	3 4 2 回 政保道路債	100,000,000	100,417,000	
	1 5 回 高速道路機構債	400,000,000	418,252,000	
	2 5 回 高速道路機構債	300,000,000	306,015,000	
	3 回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	300,000,000	309,099,000	
	5 回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	109,000,000	113,047,170	
	8 回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	108,000,000	112,041,360	
	9 回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	100,000,000	103,140,000	
	1 0 回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	200,000,000	205,892,000	
	1 6 回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	301,000,000	320,896,100	
	1 9 回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	100,000,000	104,990,000	
	2 9 回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	200,000,000	206,078,000	
	3 0 回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	300,000,000	311,646,000	
	3 3 回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	185,000,000	192,246,450	
	4 0 回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	331,000,000	347,735,360	
	4 7 回 政保日本高速道路保有・債務返済機構	200,000,000	203,012,000	
	1 6 回 日本道路・機構承継債	130,000,000	129,845,300	
	5 回 公営企業債券	100,000,000	99,230,000	
	7 9 4 回 政保公営企業債券	200,000,000	204,696,000	
	7 9 6 回 政保公営企業債券	210,000,000	215,027,400	
	7 9 7 回 政保公営企業債券	200,000,000	204,630,000	
	8 0 0 回 政保公営企業債券	100,000,000	101,822,000	
	8 0 5 回 政保公営企業債券	200,000,000	204,102,000	

	8 0 7 回 政保公営企業債券	100,000,000	102,152,000	
	8 1 2 回 政保公営企業債券	230,000,000	235,986,900	
	8 1 5 回 政保公営企業債券	204,000,000	208,822,560	
	8 1 8 回 政保公営企業債券	107,000,000	109,239,510	
	8 2 1 回 政保公営企業債券	100,000,000	101,392,000	
	8 2 3 回 政保公営企業債券	200,000,000	200,480,000	
	8 2 8 回 政保公営企業債券	210,000,000	207,312,000	
	8 3 7 回 政保公営企業債券	432,000,000	443,292,480	
	8 3 8 回 政保公営企業債券	100,000,000	103,075,000	
	8 4 3 回 政保公営企業債券	100,000,000	103,121,000	
	8 4 7 回 政保公営企業債券	200,000,000	205,158,000	
	8 4 8 回 政保公営企業債券	200,000,000	203,940,000	
	8 4 9 回 政保公営企業債券	261,000,000	269,177,130	
	8 5 2 回 政保公営企業債券	300,000,000	305,739,000	
	8 5 4 回 政保公営企業債券	100,000,000	102,500,000	
	8 5 6 回 政保公営企業債券	200,000,000	206,056,000	
	8 5 9 回 政保公営企業債券	207,000,000	213,340,410	
	8 6 2 回 政保公営企業債券	239,000,000	251,413,660	
	8 6 3 回 政保公営企業債券	200,000,000	213,256,000	
	8 6 7 回 政保公営企業債券	200,000,000	210,102,000	
	8 6 8 回 政保公営企業債券	101,000,000	106,114,640	
	8 6 9 回 政保公営企業債券	102,000,000	107,102,040	
	8 7 5 回 政保公営企業債券	300,000,000	311,967,000	
	4 回 公営企業金融公庫債券	100,000,000	100,557,000	
	6 回 公営企業金融公庫債券	200,000,000	197,436,000	
	1 2 回 公営企業金融公庫債券	100,000,000	102,131,000	
	1 4 回 公営企業金融公庫債券	100,000,000	101,589,000	
	1 5 回 公営企業金融公庫債券	300,000,000	302,457,000	
	1 7 回 公営企業金融公庫債券	100,000,000	102,289,000	
	1 9 1 回 政保首都高速道路債券	113,000,000	118,248,850	
	1 4 8 回 政保阪神高速道路債	107,000,000	108,919,580	
	5 回 阪神高速道路・機構承継債	100,000,000	103,151,000	
	1 6 2 回 政保中小企業債券	126,000,000	128,420,460	
	1 7 3 回 政保中小企業債券	100,000,000	100,177,000	
	1 7 6 回 政保中小企業債券	100,000,000	103,507,000	
	1 8 0 回 政保中小企業債券	142,000,000	148,612,940	
	1 8 5 回 政保中小企業債券	200,000,000	201,100,000	
	1 8 6 回 政保中小企業債券	104,000,000	105,920,880	
	1 0 回 中小企業債券	100,000,000	100,645,000	
	1 8 回 中小企業債券	100,000,000	99,753,000	
	1 5 回 国際協力銀行債券	200,000,000	206,036,000	
	1 2 回 国際協力銀行債券	200,000,000	204,720,000	
	2 回 都市再生債券	100,000,000	104,766,000	
	1 9 回 都市再生機構債券	200,000,000	206,572,000	
	2 回 本州四国連絡・機構承継債券	100,000,000	103,352,000	
	3 6 回 政保関西国際空港債	100,000,000	101,708,000	
	6 回 政保中部国際空港債券	100,000,000	102,566,000	
	1 0 8 回 政保預金保険機構債券	100,000,000	102,237,000	
	8 回 政保住宅金融公庫債券	100,000,000	101,906,000	
	6 回 貸付債権担保 S 種住宅金融公庫債券	226,524,000	229,122,230	
	8 回 貸付債権担保 S 種住宅金融公庫債券	155,282,000	156,898,485	
	9 回 貸付債権担保 S 種住宅金融公庫債券	234,561,000	237,694,734	
	2 回 貸付債権担保 S 種住宅金融支援機構債券	255,198,000	259,533,814	
	4 回 貸付債権担保住宅金融公庫債券	151,221,000	149,810,108	

	4 3 回貸付債権担保住宅金融公庫債券	85,494,000	86,401,946	
	4 4 回貸付債権担保住宅金融公庫債券	343,848,000	347,822,882	
	5 1 回貸付債権担保住宅金融公庫債券	269,220,000	272,095,269	
	8 回 政保国民生活債券	300,000,000	300,531,000	
	1 4 回 政保国民生活債券	132,000,000	136,099,920	
	2 7 回 国民生活金融公庫債券	200,000,000	204,668,000	
	8 回 日本学生支援機構債	200,000,000	203,398,000	
	6 6 1 号 利附商工債	100,000,000	99,412,000	
	6 6 2 号 利附商工債	100,000,000	99,364,000	
	6 6 6 号 利附商工債	100,000,000	99,980,000	
	6 7 3 号 利附商工債	100,000,000	101,230,000	
	6 7 4 号 利附商工債	200,000,000	203,438,000	
	6 7 6 号 利附商工債	100,000,000	100,874,000	
	6 7 8 号 利附商工債	200,000,000	201,836,000	
	6 8 0 号 利附商工債	110,000,000	111,159,400	
	6 8 3 号 利附商工債	100,000,000	100,538,000	
	6 8 5 号 利附商工債	100,000,000	101,162,000	
	6 9 1 号 利附商工債	200,000,000	201,100,000	
	6 5 9 号 利附農林債	100,000,000	99,628,000	
	6 6 4 号 利附農林債	100,000,000	99,460,000	
	6 6 7 号 利附農林債	100,000,000	99,909,000	
	6 7 1 号 利附農林債	300,000,000	303,375,000	
	6 7 2 号 利附農林債	100,000,000	101,255,000	
	6 7 3 号 利附農林債	100,000,000	101,046,000	
	6 7 5 号 利附農林債	100,000,000	101,305,000	
	6 8 1 号 利附農林債	300,000,000	302,373,000	
	6 8 4 号 利附農林債	250,000,000	251,495,000	
	6 8 8 号 利附農林債	100,000,000	100,518,000	
	6 3 0 回 利附長期信用債	100,000,000	90,672,000	
	5 7 7 回 あおぞら債券（５年）	100,000,000	86,827,000	
	1 8 6 回 利附しんきん中金債	100,000,000	99,615,000	
	1 8 9 回 利附しんきん中金債	200,000,000	199,340,000	
	1 9 1 回 利附しんきん中金債	100,000,000	99,953,000	
	1 9 4 回 利附しんきん中金債	100,000,000	99,914,000	
	1 9 5 回 利附しんきん中金債	200,000,000	200,376,000	
	1 9 6 回 利附しんきん中金債	100,000,000	100,390,000	
	2 0 0 回 利附しんきん中金債	100,000,000	101,794,000	
	2 0 3 回 利附しんきん中金債	100,000,000	101,108,000	
	2 0 4 回 利附信金中金債	100,000,000	101,000,000	
	2 0 8 回 利附信金中金債	150,000,000	150,970,500	
	2 1 0 回 利附信金中金債	100,000,000	100,788,000	
	2 2 2 回 利附信金中金債	200,000,000	201,520,000	
	6 7 2 号 みずほコーポレート銀行債券	100,000,000	99,364,000	
	6 7 6 号 みずほコーポレート銀行債券	120,000,000	119,976,000	
	6 7 7 号 みずほコーポレート銀行債券	100,000,000	99,872,000	
	6 7 9 号 みずほコーポレート銀行債券	100,000,000	100,128,000	
	9 7 号 利附商工債（３年）	100,000,000	99,930,000	
	1 回 政保東日本高速道路債券	101,000,000	104,707,710	
	2 回 政保東日本高速道路債券	101,000,000	104,063,330	
	4 回 政保中日本高速道路債券	170,000,000	176,303,600	
	8 回 政保中日本高速道路債券	170,000,000	181,179,200	
	2 1 回 政保中日本高速道路債券	300,000,000	309,405,000	
	1 回 政保西日本高速道路債券	201,000,000	208,378,710	
	5 回 政保西日本高速道路債券	129,000,000	135,242,310	

	6 回 政保西日本高速道路債券	117,000,000	122,585,580	
特殊債券計			24,730,250,788	
社債券	3 4 5 回 東京地下鉄社債	100,000,000	98,362,000	
	1 0 回 G E キャピタル円貨債	100,000,000	93,961,000	
	1 2 回 G E キャピタル円貨債	100,000,000	80,971,000	
	4 回 ゴールドマン・サックス円貨債	100,000,000	91,712,000	
	1 4 回 シティグループ円貨社債	100,000,000	94,423,000	
	2 2 回 シティグループ円貨社債	100,000,000	92,114,000	
	7 回 バンク・オブ・アメリカ円貨債	100,000,000	96,737,000	
	2 0 回 王子製紙社債	100,000,000	102,245,000	
	3 1 回 住友化学社債	100,000,000	99,605,000	
	2 5 回 三菱化学社債	100,000,000	101,807,000	
	1 9 回 新日本石油社債	100,000,000	101,697,000	
	3 回 プリヂストン社債	100,000,000	99,633,000	
	5 2 回 新日本製鐵社債	100,000,000	101,754,000	
	4 回 神戸製鋼所社債	100,000,000	105,659,000	
	1 1 回 豊田自動織機社債	100,000,000	99,797,000	
	1 2 回 日立製作所社債	100,000,000	96,660,000	
	2 3 回 富士通社債	100,000,000	100,015,000	
	1 9 回 ソニー社債	100,000,000	100,676,000	
	4 回 デンソー社債	100,000,000	99,844,000	
	4 1 回 日産自動車社債	100,000,000	98,021,000	
	6 回 トヨタ自動車社債	100,000,000	100,620,000	
	4 5 回 三井物産社債	100,000,000	98,108,000	
	1 6 回 三菱商事社債	100,000,000	107,817,000	
	1 4 回 クレディセゾン社債	100,000,000	91,144,000	
	8 回 三菱東京フィナンシャルG社債	100,000,000	99,487,000	
	1 2 回 三菱UFJフィナンシャルG社債	100,000,000	100,429,000	
	1 回 みずほコーポレート銀行劣後社債	200,000,000	199,030,000	
	3 回 みずほコーポレート銀行社債	100,000,000	100,830,000	
	6 回 みずほコーポレート銀行社債	100,000,000	101,188,000	
	1 1 回 みずほコーポレート銀行社債	200,000,000	198,530,000	
	2 回 みずほコーポレート銀行社債	100,000,000	101,411,000	
	2 9 回 東京三菱銀行社債	200,000,000	203,436,000	
	8 2 回 三菱東京UFJ銀行社債	100,000,000	101,127,000	
	3 回 2 号 三菱東京UFJ銀行社債（劣後）	200,000,000	194,822,000	
	6 回 東京三菱銀行劣後社債	100,000,000	98,043,000	
	5 回 三井住友銀行劣後社債	100,000,000	102,488,000	
	4 回 住友信託銀行劣後社債	100,000,000	94,578,000	
	3 0 回 三井住友銀行社債	100,000,000	99,677,000	
	3 4 回 三井住友銀行社債	100,000,000	99,815,000	
	7 回 三井住友銀行劣後社債	100,000,000	99,852,000	
	9 回 三井住友銀行劣後社債	100,000,000	97,353,000	
	1 回 みずほ銀行劣後特約付社債	100,000,000	96,776,000	
	6 回 ホンダファイナンス社債	100,000,000	99,337,000	
	1 3 回 トヨタファイナンス社債	100,000,000	99,391,000	
	1 4 回 トヨタファイナンス社債	100,000,000	98,988,000	
	1 8 回 トヨタファイナンス社債	200,000,000	201,686,000	
	1 9 回 トヨタファイナンス社債	100,000,000	102,019,000	
	2 3 回 トヨタファイナンス社債	100,000,000	101,091,000	
	3 9 回 アコム社債	100,000,000	85,966,000	
	8 6 回 オリックス社債	100,000,000	93,773,000	
	1 0 6 回 オリックス社債	100,000,000	89,652,000	

	1 1 5 回 オリックス社債	100,000,000	82,200,000	
	1 1 8 回 オリックス社債	100,000,000	71,597,000	
	6 回 大和証券グループ本社社債	100,000,000	97,789,000	
	3 回 野村ホールディングス社債	100,000,000	99,518,000	
	2 4 回 三井不動産社債	100,000,000	99,384,000	
	5 3 回 三菱地所社債	100,000,000	101,216,000	
	1 8 回 京王電鉄社債	100,000,000	106,434,000	
	7 回 東日本旅客鉄道社債	100,000,000	114,518,000	
	1 4 回 東日本旅客鉄道社債	100,000,000	101,988,000	
	2 5 回 東日本旅客鉄道社債	300,000,000	297,933,000	
	3 1 回 東日本旅客鉄道社債	100,000,000	102,460,000	
	4 1 回 東日本旅客鉄道社債	100,000,000	102,098,000	
	1 回 東海旅客鉄道社債	100,000,000	117,407,000	
	6 回 東海旅客鉄道社債	100,000,000	105,879,000	
	2 3 回 東海旅客鉄道社債	100,000,000	105,084,000	
	4 3 回 日本電信電話社債	200,000,000	203,662,000	
	4 4 回 日本電信電話社債	100,000,000	101,972,000	
	4 7 回 日本電信電話社債	400,000,000	398,184,000	
	2 回 K D D I 社債	100,000,000	99,896,000	
	8 回 N T T ドコモ社債	100,000,000	101,349,000	
	4 4 1 回 東京電力社債	200,000,000	224,948,000	
	4 5 5 回 東京電力社債	200,000,000	207,970,000	
	4 5 7 回 東京電力社債	100,000,000	103,796,000	
	4 7 3 回 東京電力社債	300,000,000	310,674,000	
	4 8 9 回 東京電力社債	300,000,000	304,563,000	
	4 9 1 回 東京電力社債	217,000,000	221,005,820	
	4 9 3 回 東京電力社債	500,000,000	509,225,000	
	4 9 5 回 東京電力社債	200,000,000	203,506,000	
	4 9 8 回 東京電力社債	300,000,000	301,380,000	
	5 0 1 回 東京電力社債	200,000,000	199,474,000	
	5 0 2 回 東京電力社債	200,000,000	199,734,000	
	5 0 5 回 東京電力社債	100,000,000	99,029,000	
	5 1 0 回 東京電力社債	200,000,000	203,084,000	
	5 1 1 回 東京電力社債	100,000,000	102,414,000	
	5 1 5 回 東京電力社債	200,000,000	202,472,000	
	5 1 6 回 東京電力社債	100,000,000	100,942,000	
	5 1 7 回 東京電力社債	100,000,000	100,550,000	
	5 1 8 回 東京電力社債	300,000,000	301,416,000	
	5 1 9 回 東京電力社債	172,000,000	175,237,040	
	5 2 2 回 東京電力社債	300,000,000	315,072,000	
	5 2 7 回 東京電力社債	300,000,000	305,526,000	
	5 3 5 回 東京電力社債	300,000,000	305,850,000	
	5 3 6 回 東京電力社債	200,000,000	201,990,000	
	5 4 2 回 東京電力社債	300,000,000	300,999,000	
	4 0 7 回 中部電力社債	100,000,000	113,381,000	
	4 5 7 回 中部電力社債	100,000,000	101,679,000	
	4 6 0 回 中部電力社債	200,000,000	201,526,000	
	4 6 2 回 中部電力社債	100,000,000	99,702,000	
	4 6 7 回 中部電力社債	100,000,000	102,168,000	
	4 6 8 回 中部電力社債	100,000,000	101,439,000	
	4 7 1 回 中部電力社債	300,000,000	301,482,000	
	4 7 6 回 中部電力社債	100,000,000	104,911,000	
	4 7 8 回 中部電力社債	100,000,000	103,752,000	
	4 8 0 回 中部電力社債	200,000,000	206,000,000	

	4 8 4 回 中部電力社債	200,000,000	203,104,000	
	4 2 7 回 関西電力社債	100,000,000	102,091,000	
	4 2 9 回 関西電力社債	200,000,000	204,688,000	
	4 3 1 回 関西電力社債	100,000,000	101,907,000	
	4 3 2 回 関西電力社債	300,000,000	305,100,000	
	4 3 3 回 関西電力社債	100,000,000	100,819,000	
	4 4 1 回 関西電力社債	200,000,000	202,866,000	
	3 3 4 回 中国電力社債	112,000,000	113,780,800	
	3 3 7 回 中国電力社債	219,000,000	222,620,070	
	3 4 1 回 中国電力社債	100,000,000	102,299,000	
	2 6 0 回 北陸電力社債	100,000,000	106,051,000	
	2 6 4 回 北陸電力社債	100,000,000	101,505,000	
	2 8 1 回 北陸電力社債	100,000,000	103,753,000	
	3 7 5 回 東北電力社債	100,000,000	115,071,000	
	4 0 1 回 東北電力社債	100,000,000	101,756,000	
	4 0 5 回 東北電力社債	100,000,000	101,617,000	
	4 0 8 回 東北電力社債	100,000,000	101,875,000	
	4 2 0 回 東北電力社債	100,000,000	101,382,000	
	2 4 9 回 四国電力社債	200,000,000	203,452,000	
	2 5 7 回 四国電力社債	200,000,000	202,426,000	
	3 5 8 回 九州電力社債	100,000,000	102,002,000	
	3 8 2 回 九州電力社債	100,000,000	101,495,000	
	3 8 3 回 九州電力社債	100,000,000	101,433,000	
	3 8 7 回 九州電力社債	200,000,000	205,478,000	
	2 8 2 回 北海道電力社債	200,000,000	203,600,000	
	2 8 6 回 北海道電力社債	100,000,000	102,126,000	
	7 回 沖縄電力社債	100,000,000	102,051,000	
	2 回 電源開発社債	100,000,000	102,383,000	
	1 4 回 電源開発社債	100,000,000	101,826,000	
	1 7 回 電源開発社債	100,000,000	105,047,000	
	2 4 回 東京瓦斯社債	100,000,000	101,667,000	
社債券計			19,288,892,730	
合計			238,560,670,129	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成21年3月25日現在

項 目	金額又は口数
資産総額	5,787,347,232円
負債総額	7,177,658円
純資産総額（ - ）	5,780,169,574円
発行済数量	5,460,568,201口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0585円

（参考）マザーファンドの現況

国内債券パッシブ・ファンド・マザーファンド

平成21年3月25日現在

項 目	金額又は口数
資産総額	250,576,230,489円
負債総額	3,897,501,365円
純資産総額（ - ）	246,678,729,124円
発行済数量	229,189,814,091口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0763円

第5【設定及び解約の実績】

下記計算期間の設定及び解約口数は次の通りです。

	設定口数	解約口数
第1期	3,938,467,278	8,935,519
第2期	1,197,893,488	79,523,092
第3期	1,517,898,217	480,967,307
第4期	1,071,932,121	4,001,852,186
第5期	1,811,098,542	761,370,221
第6期	2,309,502,415	1,174,301,229

(注1)本邦外における設定及び解約はございません。

(注2)設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

第三部【特別情報】

第 1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

（ 1 ）資本金の額

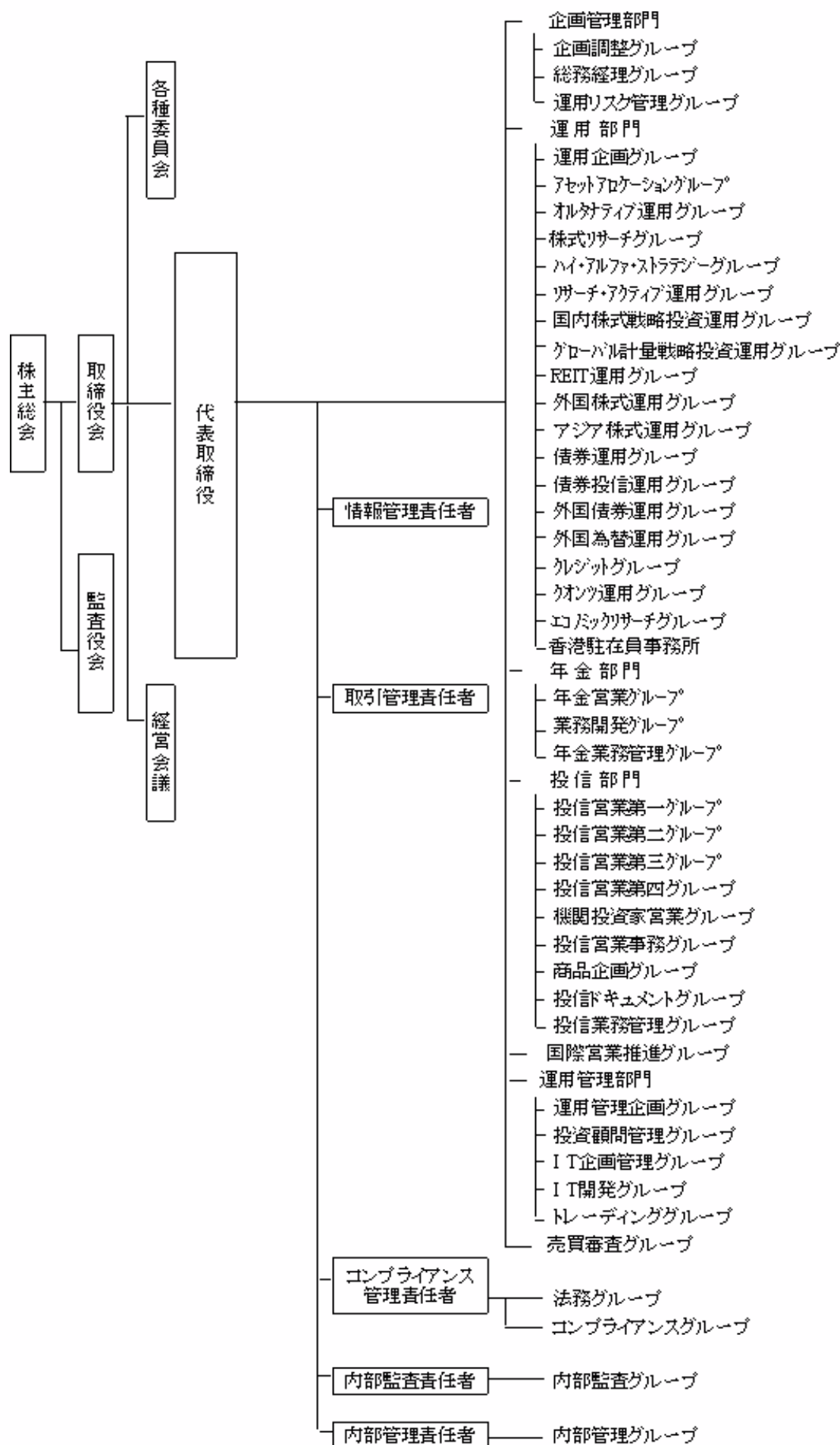
本書提出日現在の資本金の額	2 0 億円
発行株式総数	8 0 , 0 0 0 株
発行済株式総数	2 4 , 0 0 0 株

直近 5 ヲ年の資本金の変動

該当事項はありません。

（ 2 ）会 社 の 機 構

会社の組織図



上記組織は、平成21年5月1日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補欠または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、代表取締役を選任し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。また、取締役会は、その決議をもって、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決します。

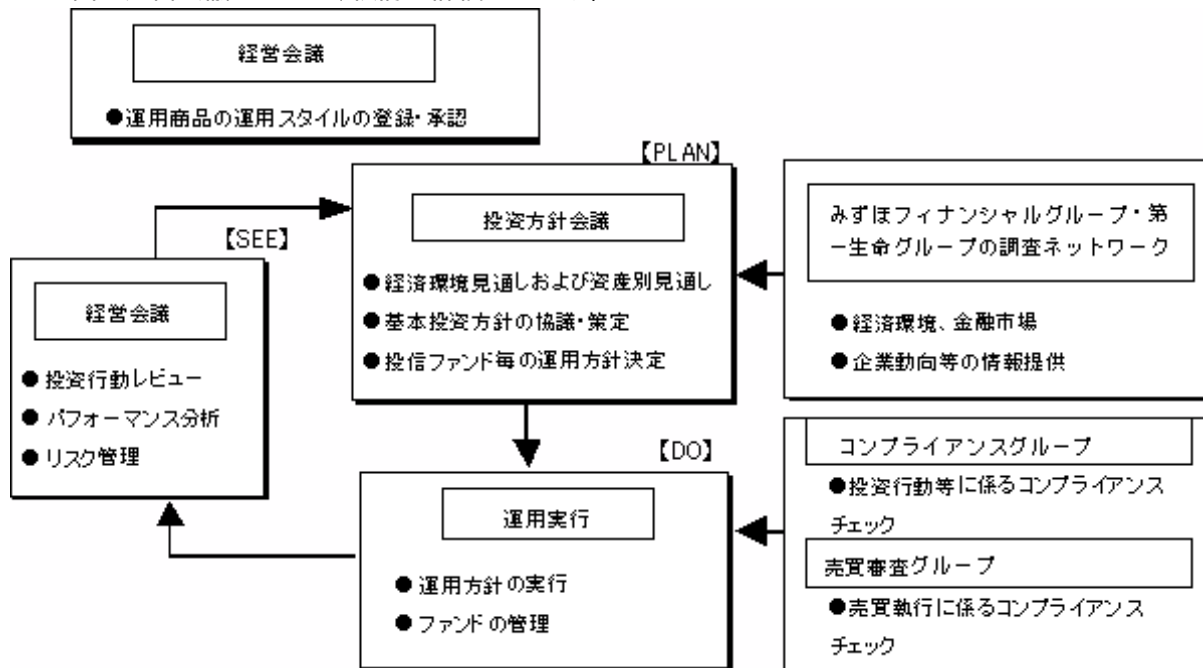
投資運用の意思決定機構

委託会社が運用指図権を有するファンドに係る運用スタイルの登録および承認は、原則として月3回開催される経営会議のうち、月2回の経営会議において決定します。なお、委員長は社長とします。

ファンド全般に係る経済環境見通しおよび資産別市場見通しならびにファンド毎の運用方針は、投資方針会議において協議し、策定します。投資方針会議は原則として月1回開催され、議長は運用部門担当取締役とします。

各ファンドにおける有価証券の売買等の意思決定は、原則として運用担当者が行います。すなわち、運用担当者は、投資方針会議において決定された運用方針を受けて、各ファンドの投資方針に基づき運用計画を策定し、有価証券への運用指図を行います。

運用担当者による運用計画の策定および有価証券等の運用指図に関する意思決定は、運用担当者自身の調査活動、アナリスト等の調査活動、その他の活動によって得られた当該有価証券等に関する情報に基づいて行われ、それらの活動の成果である各ファンドの投資運用の実績は、原則として月3回開催される経営会議のうち、月1回の経営会議において、検討・評価されます。



上記体制は平成21年3月31日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成21年3月31日現在、委託会社の運用する証券投資信託は249本（親投資信託を除く）あり、以下の通りです。

基本的性格	本数	純資産総額 (単位：円)
単位型株式投資信託	19	74,087,963,498
追加型株式投資信託	217	2,793,404,587,029
単位型公社債投資信託	13	105,985,839,128
追加型公社債投資信託	0	0
合計	249	2,973,478,389,655

3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社であるD I A Mアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）または「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、第24期中間会計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第4条により改正前の中間財務諸表等規則に基づき作成しております。

2．財務諸表および中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

3．委託会社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき第22期事業年度（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）の財務諸表について、また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第23期事業年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）の財務諸表について、新日本監査法人の監査を受け、第24期中間会計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

（１）【貸借対照表】

区分	注記 番号	第22期（平成19年3月31日現在）			第23期（平成20年3月31日現在）		
		内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
（資産の部）							
流動資産							
現金・預金			-			13,267,152	
現金			1,087			-	
預金			11,618,410			-	
支払委託金			5,262			-	
収益分配金		2,122			-		
償還金		3,139			-		
前払費用			52,870			64,301	
未収委託者報酬			3,305,752			3,423,783	
未収収益	2		1,989,832			1,933,135	
繰延税金資産			463,175			553,910	
その他			27,610			43,115	
流動資産計			17,464,001	81.0		19,285,400	73.5
固定資産							
有形固定資産			566,274	2.6		488,486	1.9
建物	1	385,746			335,163		
器具備品	1	180,528			153,323		
無形固定資産			621,524	2.9		616,621	2.3
商標権	1	2,872			2,104		
ソフトウェア	1	610,731			606,677		
電話加入権		7,148			7,148		
電話施設利用権	1	771			691		
投資その他の資産			2,897,263	13.5		5,842,772	22.3
投資有価証券		127,525			3,097,362		
関係会社株式		1,410,844			1,261,144		
繰延税金資産		144,409			233,849		
長期差入保証金		1,143,241			1,194,310		
預託金		1,000			-		
その他		97,471			83,032		
貸倒引当金		27,228			26,925		
固定資産計			4,085,063	19.0		6,947,880	26.5
資産合計			21,549,064	100.0		26,233,280	100.0

区分	注記 番号	第22期（平成19年3月31日現在）			第23期（平成20年3月31日現在）			
		内訳 （千円）	金額 （千円）	構成比 （％）	内訳 （千円）	金額 （千円）	構成比 （％）	
（負債の部）								
流動負債	2							
預り金			173,471			162,809		
未払金			1,775,461			2,186,170		
未払収益分配金		8,569			8,470			
未払償還金		53,576			50,930			
未払手数料		1,464,902			1,527,000			
その他未払金		248,414			599,769			
未払費用			1,656,967			1,653,424		
未払法人税等			2,262,679			2,575,999		
未払消費税等			279,396			316,821		
前受収益			3,433			-		
賞与引当金			557,836			687,832		
流動負債計				6,709,246	31.1		7,583,058	28.9
固定負債								
役員退職慰労引当金				121,274			179,237	
退職給付引当金			182,197			334,280		
固定負債計			303,471	1.4		513,518	1.9	
負債合計			7,012,717	32.5		8,096,577	30.8	
（純資産の部）								
株主資本								
資本金			2,000,000	9.3		2,000,000	7.6	
資本剰余金			2,428,478	11.3		2,428,478	9.3	
資本準備金		2,428,478			2,428,478			
利益剰余金			10,106,875	46.9		13,718,238	52.3	
利益準備金		123,293			123,293			
その他利益剰余金								
別途積立金		4,640,000			7,040,000			
研究開発積立金		300,000			300,000			
運用責任準備積立金		200,000			200,000			
繰越利益剰余金		4,843,582			6,054,944			
株主資本合計			14,535,353	67.5		18,146,716	69.2	
評価・換算差額等								
その他有価証券評価差額金			992			10,012		
評価・換算差額等合計			992	0.0		10,012	0.0	
純資産合計			14,536,346	67.5		18,136,703	69.2	
負債・純資産合計			21,549,064	100.0		26,233,280	100.0	

（２）【損益計算書】

区分	注記 番号	第22期 （自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日）			第23期 （自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日）		
		内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
営業収益			32,125,919	100.0		40,502,581	100.0
委託者報酬		25,222,520			32,833,957		
販売手数料		2,990			-		
顧問料		6,207,737			6,804,888		
その他営業収益		692,671			863,734		
営業費用							
支払手数料			11,361,954			14,748,737	
広告宣伝費			539,570			830,858	
公告費			11,612			3,293	
受益証券発行費			51,476			2,167	
調査費			4,740,502			6,268,709	
調査費		2,194,949			2,415,829		
委託調査費		2,545,553			3,852,880		
委託計算費			383,253			345,695	
営業雑経費			690,767			1,143,457	
通信費		23,506			33,290		
印刷費		600,301			1,041,499		
協会費		18,099			22,173		
諸会費		38			41		
支払販売手数料		48,822			46,452		
営業費用計			17,779,137	55.3		23,342,919	57.6
一般管理費							
給料			3,631,878			4,082,147	
役員報酬	1	205,347			223,147		
給料・手当		2,916,607			3,258,097		
賞与		509,924			600,902		
交際費			43,931			44,264	
寄付金			20			4,010	
旅費交通費			249,538			309,129	
租税公課			85,465			103,549	
不動産賃借料			702,262			754,728	
退職給付費用			73,952			88,449	
固定資産減価償却費			357,945			337,808	
福利厚生費			19,772			23,757	
修繕費			65,984			16,394	
賞与引当金繰入			557,836			687,832	
役員退職慰労引当金繰入			53,548			60,123	
役員退職金			528			528	
機器リース料			9,688			1,207	
事務委託費			188,274			279,797	
消耗品費			46,333			76,448	
器具備品費			63,518			10,563	
諸経費			200,560			204,099	
一般管理費計			6,351,042	19.8		7,084,837	17.5
営業利益			7,995,739	24.9		10,074,823	24.9

区分	注記 番号	第22期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)			第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)		
		内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
営業外収益							
受取配当金		6,575			92,575		
受取利息		16,790			59,127		
時効成立分配金		306			298		
投資信託解約益		138,631			-		
為替差益		-			14,223		
雑収入		3,092			7,064		
営業外収益計			165,395	0.5		173,289	0.4
営業外費用							
為替差損		36,555			-		
時効成立後支払分配金		672			557		
投資信託解約損		-			109,677		
営業外費用計			37,227	0.1		110,234	0.3
経常利益			8,123,907	25.3		10,137,878	25.0
特別利益							
関係会社株式売却益		-			39,215		
貸倒引当金戻入益		-			123		
特別利益計			-	-		39,338	0.1
特別損失							
固定資産除却損	2	11,778			10,466		
貯蔵品処分損		84,277			-		
ゴルフ会員権売却損		-			5,200		
退職給付費用		-			106,395		
特別損失計			96,055	0.3		122,062	0.3
税引前当期純利益			8,027,852	25.0		10,055,154	24.8
法人税、住民税及び事業税		-			4,252,414		
法人税等	3	3,397,409			-		
法人税等調整額		115,869	3,281,540	10.2	172,622	4,079,792	10.0
当期純利益			4,746,311	14.8		5,975,362	14.8

（３）【株主資本等変動計算書】

第22期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金					
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金				
				別途 積立金	研究開発 積立金	運用責任 準備積立金		
平成18年3月31日 残高（千円）	2,000,000	2,428,478	123,293	3,240,000	300,000	200,000	3,297,270	11,589,042
事業年度中の 変動額								
剰余金の配当 （千円）							1,800,000	1,800,000
別途積立金の 積立（千円）				1,400,000			1,400,000	-
当期純利益 （千円）							4,746,311	4,746,311
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額） （千円）								
事業年度中の 変動額合計（千円）	-	-	-	1,400,000	-	-	1,546,311	2,946,311
平成19年3月31日 残高（千円）	2,000,000	2,428,478	123,293	4,640,000	300,000	200,000	4,843,582	14,535,353

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
平成18年3月31日 残高（千円）	-	11,589,042
事業年度中の 変動額		
剰余金の配当 （千円）		1,800,000
別途積立金の 積立（千円）		-
当期純利益 （千円）		4,746,311
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額） （千円）	992	992
事業年度中の 変動額合計（千円）	992	2,947,304
平成19年3月31日 残高（千円）	992	14,536,346

第23期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

	株主資本							
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金					株主資本 合計
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金				
				別途 積立金	研究開発 積立金	運用責任 準備積立金	繰越利益 剰余金	
平成19年3月31日 残高（千円）	2,000,000	2,428,478	123,293	4,640,000	300,000	200,000	4,843,582	14,535,353
事業年度中の 変動額								
剰余金の配当 （千円）							2,364,000	2,364,000
別途積立金の 積立（千円）				2,400,000			2,400,000	-
当期純利益 （千円）							5,975,362	5,975,362
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額） （千円）								
事業年度中の 変動額合計（千円）	-	-	-	2,400,000	-	-	1,211,362	3,611,362
平成20年3月31日 残高（千円）	2,000,000	2,428,478	123,293	7,040,000	300,000	200,000	6,054,944	18,146,716

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
平成19年3月31日 残高（千円）	992	14,536,346
事業年度中の 変動額		
剰余金の配当 （千円）		2,364,000
別途積立金の 積立（千円）		-
当期純利益 （千円）		5,975,362
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額） （千円）	11,004	11,004
事業年度中の 変動額合計（千円）	11,004	3,600,357
平成20年3月31日 残高（千円）	10,012	18,136,703

[次へ](#)

重要な会計方針

第22期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)	第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)
1. 有価証券の評価基準および評価方法 (1) 子会社株式および関連会社株式：移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの：移動平均法による原価法 2. デリバティブの評価基準および評価方法 時価法 3. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法によっております。 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。それ以外の無形固定資産については、定額法によっております。 4. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 5. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金は、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来支給見込額を計上しております。	1. 有価証券の評価基準および評価方法 (1) 子会社株式および関連会社株式 同左 (2) その他有価証券 時価のあるもの：同左 時価のないもの：同左 2. デリバティブの評価基準および評価方法 同左 3. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 同左 (会計方針の変更) 当事業年度より、法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日法律第6号」および「法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号」）に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正法人税法に規定する方法により減価償却費を計上しております。 なお、この変更による営業利益、経常利益および税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。 (追加情報) 当事業年度より、法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日法律第6号」および「法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号」）に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度から、残存簿価を5年間で均等償却しております。 なお、これにより営業利益、経常利益および税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。 (2) 無形固定資産 同左 4. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準 同左 5. 引当金の計上基準 (1) 同左 (2) 同左

第22期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)	第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)
(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針（中間報告）（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当期末において発生していると認められる額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 6. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 7. 消費税等の処理方法 税抜方式によっております。	(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。 (会計方針の変更) 従来、退職給付債務の算定については「退職給付会計に関する実務指針」に定められる簡便法を採用していましたが、当事業年度末から原則法に変更いたしました。 この変更は、従業員数の増加に伴い、退職給付債務の数理計算に用いられる基礎率の推定について一定の有効性が確保されることによって、原則法による計算の結果に一定の高い水準の信頼性が得られたことから、退職給付費用の期間損益計算をより適正化するために行ったものであります。 この変更に伴い、当事業年度末における簡便法と原則法により計算した退職給付債務の差額106,395千円を特別損失に計上しております。この結果、従来と同一の方法によった場合と比較して、税引前当期純利益は106,395千円減少しております。 なお、上記に記載の通り退職給付債務の算定方法の変更が当事業年度末に行われたため、当中間会計期間は従来の方によっております。したがって、当中間会計期間は、当事業年度末と同一の方法によった場合と比較して、税引前中間純利益は104,743千円多く計上されております。 (4) 同左 6. リース取引の処理方法 同左 7. 消費税等の処理方法 同左

会計方針の変更

第22期（平成19年3月31日現在）	第23期（平成20年3月31日現在）
(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より、貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等（「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号））を適用しております。従来の「資本の部」の合計に相当する金額は14,536,346千円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則および「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則および「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」により作成しております。	-----

表示方法の変更

第22期（平成19年3月31日現在）	第23期（平成20年3月31日現在）
--------------------	--------------------

-----	金融商品取引業等に関する内閣府令が制定されたことに伴い、以下のとおり表示方法を変更しております。 （貸借対照表） 前事業年度において区分掲記していた「現金」および「預金」は、当事業年度から「現金・預金」として表示しております。なお、当事業年度末における「現金」および「預金」の金額はそれぞれ1,205千円、13,265,946千円であります。 （損益計算書） 前事業年度において区分掲記していた「法人税等」は当事業年度から「法人税、住民税及び事業税」として表示しております。
-------	--

注記事項

（貸借対照表関係）

第22期（平成19年3月31日現在）	第23期（平成20年3月31日現在）																																
1．固定資産の減価償却累計額 <table><tr><td>建物</td><td>310,209千円</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>169,451千円</td></tr><tr><td>商標権</td><td>4,814千円</td></tr><tr><td>ソフトウェア</td><td>677,186千円</td></tr><tr><td>電話施設利用権</td><td>825千円</td></tr></table> 2．関係会社項目 関係会社に関する資産および負債には区分掲記されたもののほか次のものが含まれております。 <table><tr><td>流動資産</td><td>未収収益</td><td>367,395千円</td></tr><tr><td>流動負債</td><td>未払費用</td><td>694,532千円</td></tr></table>	建物	310,209千円	器具備品	169,451千円	商標権	4,814千円	ソフトウェア	677,186千円	電話施設利用権	825千円	流動資産	未収収益	367,395千円	流動負債	未払費用	694,532千円	1．固定資産の減価償却累計額 <table><tr><td>建物</td><td>373,021千円</td></tr><tr><td>器具備品</td><td>229,532千円</td></tr><tr><td>商標権</td><td>5,582千円</td></tr><tr><td>ソフトウェア</td><td>653,371千円</td></tr><tr><td>電話施設利用権</td><td>905千円</td></tr></table> 2．関係会社項目 関係会社に関する資産および負債には区分掲記されたもののほか次のものが含まれております。 <table><tr><td>流動資産</td><td>未収収益</td><td>379,257千円</td></tr><tr><td>流動負債</td><td>未払費用</td><td>641,087千円</td></tr></table>	建物	373,021千円	器具備品	229,532千円	商標権	5,582千円	ソフトウェア	653,371千円	電話施設利用権	905千円	流動資産	未収収益	379,257千円	流動負債	未払費用	641,087千円
建物	310,209千円																																
器具備品	169,451千円																																
商標権	4,814千円																																
ソフトウェア	677,186千円																																
電話施設利用権	825千円																																
流動資産	未収収益	367,395千円																															
流動負債	未払費用	694,532千円																															
建物	373,021千円																																
器具備品	229,532千円																																
商標権	5,582千円																																
ソフトウェア	653,371千円																																
電話施設利用権	905千円																																
流動資産	未収収益	379,257千円																															
流動負債	未払費用	641,087千円																															

（損益計算書関係）

第22期 （自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日）	第23期 （自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日）
1．役員報酬の限度額 取締役 年額250,000千円 監査役 年額 50,000千円 2．固定資産除却損の内訳 建物 4,738千円 器具備品 5,960千円 ソフトウェア 1,079千円 3．法人税等には、法人住民税および事業税が含まれております。	1．役員報酬の限度額 同左 2．固定資産除却損の内訳 建物 3,634千円 器具備品 5,271千円 ソフトウェア 1,560千円 3． -----

（株主資本等変動計算書関係）

第22期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,000	-	-	24,000
合計	24,000	-	-	24,000

2．配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成18年6月28日 定時株主総会	普通 株式	1,800,000	75,000	平成18年3月31日	平成18年6月29日

（2）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 （千円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通 株式	利益剰余金	2,364,000	98,500	平成19年3月31日	平成19年6月29日

第23期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,000	-	-	24,000
合計	24,000	-	-	24,000

2．配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通 株式	2,364,000	98,500	平成19年3月31日	平成19年6月29日

（2）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 （千円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通 株式	利益剰余金	3,000,000	125,000	平成20年3月31日	平成20年6月30日

（リース取引関係）

第22期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)	第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)																																
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額																																
<table><tr><td></td><td>器具備品</td><td>その他</td><td>合計</td></tr><tr><td>取得価額相当額</td><td>91,585千円</td><td>-</td><td>91,585千円</td></tr><tr><td>減価償却累計額相当額</td><td>39,283千円</td><td>-</td><td>39,283千円</td></tr><tr><td>期末残高相当額</td><td>52,301千円</td><td>-</td><td>52,301千円</td></tr></table>		器具備品	その他	合計	取得価額相当額	91,585千円	-	91,585千円	減価償却累計額相当額	39,283千円	-	39,283千円	期末残高相当額	52,301千円	-	52,301千円	<table><tr><td></td><td>器具備品</td><td>その他</td><td>合計</td></tr><tr><td>取得価額相当額</td><td>90,601千円</td><td>-</td><td>90,601千円</td></tr><tr><td>減価償却累計額相当額</td><td>29,608千円</td><td>-</td><td>29,608千円</td></tr><tr><td>期末残高相当額</td><td>60,993千円</td><td>-</td><td>60,993千円</td></tr></table>		器具備品	その他	合計	取得価額相当額	90,601千円	-	90,601千円	減価償却累計額相当額	29,608千円	-	29,608千円	期末残高相当額	60,993千円	-	60,993千円
	器具備品	その他	合計																														
取得価額相当額	91,585千円	-	91,585千円																														
減価償却累計額相当額	39,283千円	-	39,283千円																														
期末残高相当額	52,301千円	-	52,301千円																														
	器具備品	その他	合計																														
取得価額相当額	90,601千円	-	90,601千円																														
減価償却累計額相当額	29,608千円	-	29,608千円																														
期末残高相当額	60,993千円	-	60,993千円																														
未経過リース料期末残高相当額	未経過リース料期末残高相当額																																
<table><tr><td></td><td>1年以内</td><td>1年超</td><td>合計</td></tr><tr><td>未経過リース料</td><td>18,391千円</td><td></td><td></td></tr><tr><td>期末残高相当額</td><td></td><td>38,155千円</td><td>56,546千円</td></tr></table>		1年以内	1年超	合計	未経過リース料	18,391千円			期末残高相当額		38,155千円	56,546千円	<table><tr><td></td><td>1年以内</td><td>1年超</td><td>合計</td></tr><tr><td>未経過リース料</td><td>22,595千円</td><td></td><td></td></tr><tr><td>期末残高相当額</td><td></td><td>39,602千円</td><td>62,197千円</td></tr></table>		1年以内	1年超	合計	未経過リース料	22,595千円			期末残高相当額		39,602千円	62,197千円								
	1年以内	1年超	合計																														
未経過リース料	18,391千円																																
期末残高相当額		38,155千円	56,546千円																														
	1年以内	1年超	合計																														
未経過リース料	22,595千円																																
期末残高相当額		39,602千円	62,197千円																														
当期の支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額	当期の支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額																																
<table><tr><td>支払リース料</td><td>20,361千円</td></tr><tr><td>減価償却費相当額</td><td>16,593千円</td></tr><tr><td>支払利息相当額</td><td>1,717千円</td></tr></table>	支払リース料	20,361千円	減価償却費相当額	16,593千円	支払利息相当額	1,717千円	<table><tr><td>支払リース料</td><td>25,173千円</td></tr><tr><td>減価償却費相当額</td><td>20,191千円</td></tr><tr><td>支払利息相当額</td><td>1,754千円</td></tr></table>	支払リース料	25,173千円	減価償却費相当額	20,191千円	支払利息相当額	1,754千円																				
支払リース料	20,361千円																																
減価償却費相当額	16,593千円																																
支払利息相当額	1,717千円																																
支払リース料	25,173千円																																
減価償却費相当額	20,191千円																																
支払利息相当額	1,754千円																																
減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	減価償却費相当額の算定方法 同左																																
利息相当額の算定方法 リース料総額とリース資産の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	利息相当額の算定方法 同左																																
2. オペレーティング・リース取引 該当事項はありません。	2. オペレーティング・リース取引 同左																																

（有価証券関係）

第22期（平成19年3月31日現在）

１．売買目的有価証券

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

３．子会社株式および関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

４．その他有価証券で時価のあるもの

区 分	取得原価（千円）	貸借対照表日における 貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他（投資信託）	60,000	61,674	1,674
小計	60,000	61,674	1,674
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他（投資信託）	-	-	-
小計	-	-	-
合計	60,000	61,674	1,674

５．当該事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

６．当該事業年度中に売却したその他有価証券

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
1,661,631	138,848	217

７．時価のない主な有価証券の内容

貸借対照表計上額

その他有価証券

非上場株式（店頭売買株式を除く） 65,851千円

８．その他有価証券のうち満期があるものおよび満期保有目的の債券の今後の償還予定額

該当事項はありません。

第23期（平成20年3月31日現在）

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

3. 子会社株式および関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

4. その他有価証券で時価のあるもの

区 分	取得原価（千円）	貸借対照表日における 貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他（投資信託）	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他（投資信託）	3,031,000	3,014,115	16,884
小計	3,031,000	3,014,115	16,884
合計	3,031,000	3,014,115	16,884

5. 当該事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

6. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
574,322	3,196	112,873

7. 時価のない主な有価証券の内容

貸借対照表計上額

その他有価証券

非上場株式（店頭売買株式を除く） 83,246千円

8. その他有価証券のうち満期があるものおよび満期保有目的の債券の今後の償還予定額

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第22期（平成19年3月31日現在）

1．取引の状況に関する事項

第22期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）	
(1)取引の内容	為替予約取引を利用しております。
(2)取引に対する取組方針	実需の範囲内でのみデリバティブ取引を利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。
(3)取引の利用目的	その他有価証券に含まれる為替変動リスクを低減する目的で行っております。
(4)取引に係るリスクの内容	為替相場の変動によるリスクを有しておりますが、取引先は信用度の高い金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。
(5)取引に係るリスク管理体制	取引の方針については社内会議で審議のうえ個別決裁により決定し、取引の実行とその内容の確認についてはそれぞれ担当所管を分離して実行しております。また、リスク管理については当該担当所管にて実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。
(6)取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

2．取引の時価等に関する事項

区分	種類	第22期(平成19年3月31日現在)			
		契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超(千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	59,269	-	59,231	38
合計		59,269	-	59,231	38

（注1）時価の算定方法

取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

第23期（平成20年3月31日現在）

1．取引の状況に関する事項

第23期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）	
(1)取引の内容	為替予約取引を利用しております。
(2)取引に対する取組方針	実需の範囲内でのみデリバティブ取引を利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。
(3)取引の利用目的	その他有価証券に含まれる為替変動リスクを低減する目的で行っております。
(4)取引に係るリスクの内容	為替相場の変動によるリスクを有しておりますが、取引先は信用度の高い金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。
(5)取引に係るリスク管理体制	取引の方針については社内会議で審議のうえ個別決裁により決定し、取引の実行とその内容の確認についてはそれぞれ担当所管を分離して実行しております。また、リスク管理については当該担当所管にて実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。
(6)取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

2．取引の時価等に関する事項

区分	種類	第23期(平成20年3月31日現在)			
		契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超(千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	523,028	-	508,267	14,760
	合計	523,028	-	508,267	14,760

(注1) 時価の算定方法

取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

（退職給付関係）

第22期（平成19年3月31日現在）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2．退職給付債務に関する事項

当社は、簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）を適用しております。

（１）	退職給付債務	（平成19年3月31日現在）	（千円）
	退職給付債務	（期末自己都合要支給額）	182,197
	退職給付引当金		182,197
（２）	退職給付費用		（千円）
	勤務費用		48,032
	確定拠出年金	拠出額	25,920
	退職給付費用		73,952

第23期（平成20年3月31日現在）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2．退職給付債務に関する事項

当社は、当事業年度末から原則法を適用しております。

（１）	退職給付債務	（平成20年3月31日現在）	（千円）
	退職給付債務		334,280
	退職給付引当金		334,280
（２）	退職給付費用		（千円）
	勤務費用		165,213
	確定拠出年金	拠出額	29,631
	退職給付費用		194,844

3．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	第23期 （平成20年3月31日）
（１） 割引率（％）	1.5
（２） 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第22期 (平成19年3月31日現在)	第23期 (平成20年3月31日現在)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払事業税	172,434	197,866
未払事業所税	5,303	5,714
賞与引当金	227,039	279,947
未払法定福利費	24,208	27,884
未払確定拠出年金掛金	1,506	2,610
減価償却超過額（一括償却資産）	12,020	10,139
繰延資産償却超過額（税法上）	20,071	27,940
その他（未払金等）	590	1,807
退職給付引当金	74,154	136,052
役員退職慰労引当金	49,358	72,949
ゴルフ会員権評価損	3,135	3,135
貸倒引当金繰入額	18,442	14,840
その他有価証券評価差額金	-	6,871
繰延税金資産合計	608,266	787,759
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	681	-
繰延税金負債合計	681	-
差引繰延税金資産の純額	607,584	787,759

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

第22期については、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

第23期については、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

（持分法損益等）

第22期(平成19年3月31日現在)	第23期(平成20年3月31日現在)
関連会社に関する投資の金額 149,700千円 持分法を適用した場合の投資の金額 329,065千円 持分法を適用した場合の投資利益の金額 75,398千円	-----

（関連当事者との取引）

第22期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

(1)親会社および法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
法人主要株主	第一生命保険相互会社	東京都千代田区	4,200億円（基金および基金償却積立金）	生命保険業	（被所有）直接50%	兼務1名，出向3名，転籍2名	資産の運用および助言、当社設定投信の販売	資産運用の助言の顧問料の受入	841,610	未収収益	240,078
								販売手数料の支払	48,822	-	-
								保険料の支払	5,031	-	-

取引条件および取引条件の決定方針等

（注1）資産運用の助言の顧問料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。

（注2）支払販売手数料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。

（注3）保険料は、一般的取引条件と同様に決定しております。

（注4）上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

(2)子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	DLIBJ Asset Management International Ltd.	London United kingdom	4,000千GBP	資産の運用	（所有）直接100%	兼務2名	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払	875,761	未払費用	447,362
	DLIBJ Asset Management U.S. A., Inc.	New York U.S.A.	4,000千USD	資産の運用	（所有）直接100%	兼務2名	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払	461,432	未払費用	246,903

取引条件および取引条件の決定方針等

（注1）資産運用の顧問料は、一般的取引条件を含めた規定に基づく個別契約により決定しております。

（注2）上記の取引金額および期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

(3)兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	株式会社 みずほ銀行	東京都千代田区	6,500億円	銀行業	-	-	当社設定投信の販売	投資信託の販売代行手数料	1,987,532	未払手数料	198,163
	株式会社 みずほコーポレート銀行	東京都千代田区	10,709億円	銀行業	-	-	当社設定投信の販売	投資信託の販売代行手数料	576,293	未払手数料	97,572
	みずほ第一 フィナンシャル テクノロジー 株式会社	東京都千代田区	2億円	金融技術 研究等	-	-	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払 業務委託料の支払	355,655 21,239	未払費用 -	161,101 -

取引条件および取引条件の決定方針等

（注1）投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を含めた規定に基づく個別契約により決定しております。

（注2）資産運用の顧問料は、一般的取引条件を含めた規定に基づく個別契約により決定しております。

（注3）業務委託料は、委託業務に係る人件費から算出された手数料に基づく個別契約により決定しております。

（注4）上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

第23期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

(1)親会社および法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
法人主要株主	第一生命 保険相互 会社	東京都千代田区	4,200億円 （基金および基金償却積立金）	生命保険業	（被所有） 直接50%	兼務 1名、 出向 3名、 転籍 2名	資産の運用および 助言、当社 設定投信 の販売	資産運用の助言の顧問料の受入	833,702	未収収益	219,740
								販売手数料の支払	46,452	-	-
								保険料の支払	5,707	-	-

取引条件および取引条件の決定方針等

（注1）資産運用の助言の顧問料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。

（注2）支払販売手数料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。

（注3）保険料は、一般的取引条件と同様に決定しております。

（注4）上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

(2)子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業 の内容 又は 職業	議決権 等の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	DIAM International Ltd	London United kingdom	4,000 千GBP	資産 の運用	(所有) 直接 100%	兼務 2名	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払	1,096,514	未払費用	456,913
	DIAM U.S.A., Inc.	New York U.S.A.	4,000 千USD	資産 の運用	(所有) 直接 100%	兼務 2名	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払	466,450	未払費用	184,052

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額および期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

(3)兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業 の内容 又は 職業	議決権 等の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
兄弟会社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	6,500 億円	銀行 業	-	-	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	2,104,660	未払手数料	145,839
	株式会社 みずほコーポレート銀行	東京都 千代田 区	10,709 億円	銀行 業	-	-	当社設定投資信託の販売	投資信託の販売代行手数料	739,368	未払手数料	137,112
	みずほ第一 フィナンシャル テクノロジー株式 会社	東京都 千代田 区	2億円	金融 技術 研究 等	-	-	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払 業務委託料の支払	340,983 16,800	未払費用 -	153,240 -

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注3) 業務委託料は、委託業務に係る人件費から算出された手数料に基づく個別契約により決定しております。

(注4) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

（1株当たり情報）

第22期 （自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日）	第23期 （自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日）
1株当たり純資産額 605,681円10銭 1株当たり当期純利益金額 197,762円99銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権付社債および転換社債を発行していないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 755,695円99銭 1株当たり当期純利益金額 248,973円42銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権付社債および転換社債を発行していないため記載しておりません。

（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第22期 （自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日）	第23期 （自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日）
当期純利益	4,746,311千円	5,975,362千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	4,746,311千円	5,975,362千円
期中平均株式数	24,000株	24,000株

（重要な後発事象）

第22期 （自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日）	第23期 （自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日）
-----	平成20年3月28日開催の取締役会の決議により、平成20年4月1日付にて100%出資の子会社DIAM SINGAPORE PTE.LTD.を設立し、その後、平成20年4月14日付にて株主割当増資を実施いたしました。（出資の総額400,000千円、資本金400,000千円）

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

区分	注記番号	第24期中間会計期間末（平成20年9月30日現在）		
		内訳（千円）	金額（千円）	構成比（％）
（資産の部）				
流動資産				
現金・預金			12,331,764	
前払費用			113,461	
未収委託者報酬			3,183,483	
未収運用受託報酬			1,545,690	
未収投資助言報酬			377,271	
未収収益			258,713	
繰延税金資産			502,506	
その他			55,461	
流動資産合計			18,368,353	77.6
固定資産				
有形固定資産			510,393	2.1
建物	1	310,866		
器具備品	1	146,942		
建設仮勘定		52,584		
無形固定資産			708,817	3.0
商標権	1	1,719		
ソフトウェア	1	561,075		
ソフトウェア仮勘定		138,221		
電話加入権		7,148		
電話施設利用権	1	651		
投資その他の資産			4,096,042	17.3
投資有価証券		766,642		
関係会社株式		1,661,144		
繰延税金資産		317,458		
長期差入保証金		1,169,961		
その他		207,761		
貸倒引当金		26,925		
固定資産合計			5,315,252	22.4
資産合計			23,683,606	100.0

区分	注記番号	第24期中間会計期間末（平成20年9月30日現在）		
		内訳（千円）	金額（千円）	構成比（％）
（負債の部）				
流動負債				
預り金			38,403	
未払金			1,779,310	
未払収益分配金		8,311		
未払償還金		50,646		
未払手数料		1,373,667		
その他未払金		346,684		
未払費用			1,572,614	
未払法人税等			1,594,756	
未払消費税等			91,285	
前受収益			12,580	
賞与引当金			715,530	
その他			365	
流動負債合計			5,804,848	24.5
固定負債				
退職給付引当金			369,364	
役員退職慰労引当金			147,947	
固定負債合計			517,311	2.2
負債合計			6,322,159	26.7
（純資産の部）				
株主資本				
資本金			2,000,000	8.4
資本剰余金			2,428,478	10.2
資本準備金		2,428,478		
利益剰余金			13,062,550	55.2
利益準備金		123,293		
その他利益剰余金				
別途積立金		10,040,000		
研究開発積立金		300,000		
運用責任準備積立金		200,000		
繰越利益剰余金		2,399,256		
株主資本合計			17,491,028	73.8
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金			129,581	
評価・換算差額等合計			129,581	0.5
純資産合計			17,361,446	73.3
負債・純資産合計			23,683,606	100.0

(2) 中間損益計算書

区分	注記番号	第24期中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)		
		内訳(千円)	金額(千円)	百分比(%)
営業収益			18,207,937	100.0
委託者報酬		14,786,150		
運用受託報酬		2,289,790		
投資助言報酬		734,376		
その他営業収益		397,619		
営業費用				
支払手数料			6,617,402	
広告宣伝費			323,439	
調査費			2,954,094	
調査費		1,301,446		
委託調査費		1,652,648		
委託計算費			172,214	
営業雑経費			430,161	
通信費		18,282		
印刷費		383,806		
協会費		13,103		
諸会費		19		
支払販売手数料		14,950		
営業費用合計			10,497,312	57.6
一般管理費				
給料			1,913,532	
役員報酬		116,992		
給料・手当		1,796,539		
交際費			21,899	
旅費交通費			161,823	
租税公課			49,036	
不動産賃借料			403,780	
退職給付費用			53,185	
固定資産減価償却費	1		166,197	
福利厚生費			14,794	
修繕費			4,387	
賞与引当金繰入			715,530	
役員退職慰労引当金繰入			27,285	
機器リース料			935	
事務委託費			97,258	
消耗品費			43,061	
器具備品費			4,585	
寄付金			4,462	
諸経費			102,309	
一般管理費合計			3,784,065	20.8
営業利益			3,926,558	21.6

区分	注記番号	第24期中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)		
		内訳(千円)	金額(千円)	百分比(%)
営業外収益				
受取配当金		1,575		
受取利息		30,350		
先物利益		97,476		
雑収入		3,796		
営業外収益合計			133,198	0.7
営業外費用				
為替差損		39,429		
時効成立後支払分配金		198		
投資信託解約損		38,254		
営業外費用合計			77,882	0.4
経常利益			3,981,874	21.9
特別損失				
固定資産除却損		2,315		
特別損失合計			2,315	0.0
税引前中間純利益			3,979,559	21.9
法人税、住民税及び事業税		1,585,387		
法人税等調整額		49,860	1,635,247	9.0
中間純利益			2,344,311	12.9

(3) 中間株主資本等変動計算書

第24期中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

	株主資本							
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金					株主資本 合計
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金				
				別途 積立金	研究開発 積立金	運用責任 準備積立金	繰越利益 剰余金	
平成20年3月31日 残高（千円）	2,000,000	2,428,478	123,293	7,040,000	300,000	200,000	6,054,944	18,146,716
中間会計期間中の 変動額								
剰余金の配当 （千円）							3,000,000	3,000,000
別途積立金の 積立（千円）				3,000,000			3,000,000	-
中間純利益（千円）							2,344,311	2,344,311
株主資本以外の 項目の中間会計 期間中の変動額 （純額）（千円）								
中間会計期間中の 変動額合計（千円）	-	-	-	3,000,000	-	-	3,655,688	655,688
平成20年9月30日 残高（千円）	2,000,000	2,428,478	123,293	10,040,000	300,000	200,000	2,399,256	17,491,028

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
平成20年3月31日 残高（千円）	10,012	18,136,703
中間会計期間中の 変動額		
剰余金の配当 （千円）		3,000,000
別途積立金の 積立（千円）		-
中間純利益（千円）		2,344,311
株主資本以外の 項目の中間会計 期間中の変動額 （純額）（千円）	119,568	119,568
中間会計期間中の 変動額合計（千円）	119,568	775,257
平成20年9月30日 残高（千円）	129,581	17,361,446

[前へ](#) [次へ](#)

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	第24期中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
1. 有価証券の評価基準および評価方法	(1)子会社株式および関連会社株式 ：移動平均法による原価法 (2)その他有価証券 時価のあるもの：中間決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの：移動平均法による原価法
2. デリバティブ取引の評価基準および評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産（リース資産を除く）：定率法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物 ... 10～15年 器具備品 ... 2～15年 (2)無形固定資産（リース資産を除く）：定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 (3)リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）：リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
4. 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金：一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2)賞与引当金：従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来支給見込額を計上しております。 (3)退職給付引当金：従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 (追加情報) 従来、退職給付債務の算定については「退職給付会計に関する実務指針」に定められる簡便法を採用しておりましたが、前事業年度末から原則法に変更いたしました。 なお、上記の通り退職給付債務の算定方法の変更が前事業年度末に行われたため、前中間会計期間は従来の方によっております。したがって、前中間会計期間は、前事業年度末と同一の方法によった場合と比較して、税引前中間純利益は104,743千円多く計上されております。 (4)役員退職慰労引当金：役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく中間会計期間末要支給額を計上しております。
5. 外貨建ての資産および負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
7. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理：消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

第24期中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

会計方針の変更	所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成5年6月17日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号）および「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号）が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準および適用指針を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 これによる当中間会計期間における中間貸借対照表および中間損益計算書に与える影響はありません。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
表示方法の変更	（中間貸借対照表） 1．前中間会計期間において「未収収益」に含めて表示していた投資一任契約による未収運用受託報酬および投資助言契約による未収投資助言報酬は、当中間会計期間から「未収運用受託報酬」および「未収投資助言報酬」として区分掲記しております。なお、前中間会計期間末における「未収運用受託報酬」の金額は1,600,614千円であり、「未収投資助言報酬」の金額は410,692千円であります。 2．前中間会計期間において「ソフトウェア」に含めて表示していた「ソフトウェア仮勘定」は、金額的重要性が増したため、当中間会計期間から区分掲記しております。なお、前中間会計期間末における「ソフトウェア仮勘定」の金額は27,931千円であります。 （中間損益計算書） 前中間会計期間において「顧問料」として表示していた「運用受託報酬」および「投資助言報酬」は、当中間会計期間から区分掲記しております。なお、前中間会計期間における「運用受託報酬」の金額は2,551,064千円であり、「投資助言報酬」の金額は735,233千円であります。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項目	第24期中間会計期間末 （平成20年9月30日現在）		
1．固定資産の減価償却累計額	建物	...	401,730千円
	器具備品	...	261,226千円
	商標権	...	5,967千円
	ソフトウェア	...	549,824千円
	電話施設利用権	...	945千円

（中間損益計算書関係）

項目	第24期中間会計期間 （自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）		
1．減価償却実施額	有形固定資産	...	62,606千円
	無形固定資産	...	103,590千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第24期中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
普通株式	24,000	-	-	24,000
合計	24,000	-	-	24,000

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	3,000,000	125,000	平成20年3月31日	平成20年6月30日

（リース取引関係）

第24期中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）		
1．ファイナンス・リース取引		
(1)所有権移転外ファイナンス・リース取引（通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの）		
リース資産の内容		
該当事項はありません。		
リース資産の減価償却の方法		
中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「2．固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。		
(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引（通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの）		
リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および中間期末残高相当額		
	<u>器具備品</u>	
取得価額相当額	90,601千円	
減価償却累計額相当額	40,972千円	
中間期末残高相当額	49,629千円	
未経過リース料中間期末残高相当額		
<u>1年以内</u>	<u>1年超</u>	<u>合 計</u>
22,920千円	28,059千円	50,980千円
当中間会計期間に係る支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額		
支払リース料	12,048千円	
減価償却費相当額	11,363千円	
支払利息相当額	831千円	

第24期中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）
減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
利息相当額の算定方法 リース料総額とリース資産の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。
2. オペレーティング・リース取引 該当事項はありません。

（有価証券関係）

第24期中間会計期間末（平成20年9月30日現在）

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの
該当事項はありません。
2. 子会社株式および関連会社株式で時価のあるもの
該当事項はありません。
3. その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価 (千円)	中間貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
株式	371,914	304,829	67,084
債券	-	-	-
その他（投資信託）	529,999	378,566	151,433
合計	901,914	683,396	218,518

4. 時価評価されていない有価証券

その他有価証券

非上場株式(店頭売買株式を除く)

中間貸借対照表計上額

83,246千円

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の契約額等、時価および評価損益の状況

1. 通貨関連

対象物の 種類	取引の種類	第24期中間会計期間末（平成20年9月30日現在）			
		契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超(千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
通貨	為替予約取引 売建				
	米ドル	26,961	-	26,289	672
	香港ドル	33,800	-	34,075	275
	豪ドル	91,717	-	87,387	4,329
	シンガポールドル	16,233	-	16,323	89
合計		168,712	-	164,076	4,636

2. 株式関連

対象物の 種類	取引の種類	第24期中間会計期間末（平成20年9月30日現在）			
		契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超(千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
株式	株価指数先物取引 売建	358,295	-	333,026	25,268
合計		358,295	-	333,026	25,268

(持分法損益等)

第24期中間会計期間末（平成20年9月30日現在）	
該当事項はありません。	

(1株当たり情報)

第24期中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）	
1株当たり純資産額	723,393円61銭
1株当たり中間純利益金額	97,679円66銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

(注) 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第24期中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
--	--

中間純利益	2,344,311千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	2,344,311千円
期中平均株式数	24,000株

（重要な後発事象）

第24期中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）
該当事項はありません。

[前へ](#)

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3) (4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

a. 名称

みずほ信託銀行株式会社

b. 資本金の額

平成20年3月末日現在 247,231百万円

c. 事業の内容

日本において信託銀行業務を営んでいます。

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の「販売会社一覧表」の通りです。

（平成20年3月末日現在）

名 称	資本金の額 (単位:百万円)	事 業 の 内 容
損保ジャパンDC証券株式会社	11,500	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社みずほ銀行	650,000	日本において銀行業務を営んでいます。
株式会社みずほコーポレート銀行	1,070,965	日本において銀行業務を営んでいます。
株式会社八十二銀行	52,243	日本において銀行業務を営んでいます。
第一生命保険相互会社	(1) 420,000	日本において保険業務を営んでいます。
株式会社百五銀行	20,000	日本において銀行業務を営んでいます。

(1) 「基金」および「基金償却積立て額」の総額

2【関係業務の概要】

「受託会社」は、以下の業務を行います。

- (1) 委託会社の指図に基づく信託財産の管理、保管、処分
- (2) 信託財産の計算
- (3) 信託財産に関する報告書の作成
- (4) その他上記に付帯する業務

「販売会社」は、以下の業務を行います。

- (1) 募集の取扱い
- (2) 追加設定の申込事務
- (3) 信託契約の一部解約事務
- (4) 受益者に対する一部解約金および償還金の支払い
- (5) 受益者に対する収益分配金の再投資
- (6) 受益者に対する投資信託説明書（目論見書）、運用報告書の交付
- (7) その他上記に付帯する業務

3【資本関係】

第一生命保険相互会社は、委託会社の株式を12,000株（持株比率 50.00%）所有しています。この他に、委託会社と上記関係法人間に資本関係はありません。

第3【参考情報】

当ファンドについては、当計算期間中に、次の書類を提出いたしました。

書 類 名	提 出 年 月 日
有価証券報告書	平成20年5月14日
有価証券届出書	平成20年5月14日
有価証券届出書の訂正届出書	平成20年11月14日
半期報告書	平成20年11月14日

独立監査人の監査報告書

平成 2 1 年 3 月 2 6 日

D I A Mアセットマネジメント株式会社

取 締 役 会 御 中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 佐々木 貴司 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているD I A M国内債券インデックスファンド＜D C年金＞の平成20年2月15日から平成21年2月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A M国内債券インデックスファンド＜D C年金＞の平成21年2月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

D I A Mアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月13日

D I A Mアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員 公認会計士 山本 禎 良 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 山内 正 彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているD I A Mアセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A Mアセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月12日

D I A Mアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山本 禎良 印
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山内 正彦 印
--------------------	-------	---------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているD I A Mアセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、D I A Mアセットマネジメント株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年3月25日

D I A Mアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 佐々木 貴司 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているD I A M国内債券インデックスファンド＜D C年金＞の平成19年2月15日から平成20年2月14日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A M国内債券インデックスファンド＜D C年金＞の平成20年2月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

D I A Mアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書\(前期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年6月28日

興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員	公認会計士	山本 禎良	印
業務執行社員			
業務執行社員	公認会計士	山内 正彦	印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。